平成26年第2回大和町議会定例会会議録

平成26年3月3日(月曜日)

応招議員(18名)

1番	今	野	善	行	君	10番	伊	藤		勝	君
2番	浅	野	俊	彦	君	11番	平	渡	髙	志	君
3番	千	坂	裕	春	君	12番	堀	籠	英	雄	君
4番	渡	辺	良	雄	君	13番	髙	平	聡	雄	君
5番	松	浦	隆	夫	君	14番	馬	場	久	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	15番	中	Ш	久	男	君
7番	槻	田	雅	之	君	16番	大	崎	勝	治	君
8番	藤	巻	博	史	君	17番	堀	籠	日日	出子	君
9番	松	Ш	利	充	君	18番	大多	頁賀		啓	君

出席議員(18名)

1番	今	野	善	行	君	10番	伊	藤		勝	君
2番	浅	野	俊	彦	君	11番	平	渡	髙	志	君
3番	千	坂	裕	春	君	12番	堀	籠	英	雄	君
4番	渡	辺	良	雄	君	13番	髙	平	聡	雄	君
5番	松	浦	隆	夫	君	14番	馬	場	久	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	15番	中	ЛП	久	男	君
7番	槻	田	雅	之	君	16番	大	崎	勝	治	君
8番	藤	巻	博	史	君	17番	堀	籠	目出	出子	君
9番	松	ЛП	利	充	君	18番	大多	頁賀		啓	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町		長	浅	野		元	君	保健福祉課長	三	浦	伸	博	君
副	町	長	遠	藤	幸	則	君	産業振興課長	浅	井		茂	君
教	育	長	上	野	忠	弘	君	都市建設課長	大	畑	憲	治	君
代表	表監査委	美員	渡	邊		仁	君	上下水道課長	堀	籠		清	君
総	務 課	長	伊	藤	眞	也	君	会計管理者兼会計課長	藤	原	敏	明	君
	ちづく 策 課	り長	千	葉	恵	右	君	教育総務課長	菅	原	敏	彦	君
財	政 課	長	八	島	勇	幸	君	生涯学習課長	石	Л		誠	君
税	務 課	長	千	葉	良	紀	君	総務課 危機対策室長	瀬	戸	正	志	君
町長	民生活語	長	長	谷		勝	君	税 務 課 徴収対策室長	千	葉	喜		君
子課	育て支	援長	髙	橋	正	春	君	産業振興課農 林振興対策 官	石	垣	敏	行	君

事務局出席者

議会事務局長	浅野	喜	画	主	事	曽	根	秀	子
議事班長	千 坂	俊	範						

議事日程〔別紙〕

午前10時00分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番千坂裕春君及び 4番渡辺良雄君を指名します。

日程第2「議案第1号 大和町子ども・子育て会議条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案1号 大和町子ども・子育て会議条例を議題とします。 本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ないですか。17番堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

それでは、事項別明細書の7ページで。ごめんなさい。間違いました。失礼しました。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第2号 大和町体育施設条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第2号 大和町体育施設条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。13番髙平聡雄君。

1 3 番 (髙平聡雄君)

伺います。

平成27年度の指定管理者制度の導入に向けての条例の改定だという説明を受けました。それで、今後の導入に向けてのスケジュールですか、それと業者選定、管理者の選定に向けての手法、伺っておきます。

あわせて、改定されようとしているこの条例というものは、基本的にはこれまでの 条例を踏襲して、言ってみれば最低限、今後の指定管理者を受け入れるための必要最 小限のやつを直したんだという理解でよろしいのか、あるいは導入後も基本的にはこ の形でいくというふうに考えているのか、お聞かせをいただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、スケジュールのほうでございますけれども、目標としている年度につきましては、平成27年の4月に何とか指定管理者制度の開始年というふうにしたいなと考えております。それに向けて、まずもって条例の条件整備ということで今回上程させてもらいました。

それから、業者の選定の方法でございますけれども、選定方法につきましては、今

回民間を目的とするということで初めての経験でもございますので、提案方式を考えております。提案方式につきましては、公募でもって提案方式を、プロポーザル方式を採用してみたいなというふうに考えております。

それから、条例改正の目的でございますけれども、指定管理者制度を導入しようとする場合に、やはり条例でその受け皿というのが当然重要になってまいります。指定管理者を指名することができる、あるいは委託することができるという条項が現条例にはないものですから、その関係でそこに入れるということでございます。

それから、あともう一つは、今回条例等の内容等については総合運動公園のほうの全条例を踏襲しておりますけれども、指定管理者制度の導入を適用しようとするその施設が総合運動公園と体育センターと武道館とそれぞれ条例が別個になっております。ということで、一括した、一貫した管理といいますか、そういったような形に持っていきたいなということで3つの条例を1つにまとめる。あと、様式等についても統一するという考え方で今回の条例については議会のほうに上程させてもらいました。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

髙平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

民間の事業者を受け入れたいということで、当町では初めての試みだというような お話で、ぜひ成功をしていただきたいなというふうに願っております。

その中で、今回の指定管理へ向けての大きな目的としては、町の、言ってみれば財政的な負担の軽減、一方では利用者の利便性の向上という両方を達成しなければならないという大きな目標があるわけでありますが、今、課長のほうからご説明をいただいたこれまでの条例というのは、あくまでもこれは行政が直轄、直営で運営をしてきた。それも相当歴史を重ねた条例だというふうに理解をしております。民間事業者にとって、果たしてこの条例の中で、今言った、言ってみれば相反するようなサービスの向上に対して、民間事業者として事業が成り立つかだとか、そういった観点から考えたときに、特に8ページに掲げてあるような利用料の料金設定だとかこういったものは、全く今の時代には即してないというふうに理解をしております。

特に、ここで見られるように、午前、午後、夜間というような形での時間設定の中 に、言ってみれば空白の時間が昼の時間、夕方の時間ということであると。果たして、 これが利用者にとって利便性が高いかというと、決してそうではないというようなことであって、この問題については、もう既に10年ぐらい前に私指摘をさせていただいて、その後検討いただいたのかどうかわかりませんが、同類の施設ではこういう昼休みだとか夕方休みなんていうことをうたっている施設はございません。そういった意味からも、今後選定される民間事業者のほうで使い勝手のいいような利用時間の設定だとか料金だとかそういったものについて、業者を交えて議論ができるような機会をつくっていただいて、それに即した改定にしていただきたいと思うんですが、お考えをお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

今目標としております民間企業への、専門的なノウハウを持った民間企業への委託 ということでございますけれども、町が既につくっております条例に対して民間がそれになじむか、調整可能なのかという論点でございますけれども、確かに町としましても、そこいら辺については非常に心配をしているところでございます。目的としたいところが間違いなく健全財政の維持、もしくはコストの削減というところがまず1点でございまして、もう一つがやはり使い勝手のいい施設ということで利便性の高い施設、気軽に使える施設という意味合いでは、やはり住民の方々、使い勝手がいいように考えるというも一つの大きな目的でございます。しかしながら、それを運用していく、管理をしていくという視点で考えますと、やはり安定的な管理ということを考えますと、民間の方々の、議員おっしゃるとおり考え方も尊重するべきであろうというふうに考えております。

総枠といいますか、総じて考えている枠組みでございますけれども、利用時間帯、 それから利用料金等については、基本的には教育委員会の決定の中で民間の企業の 方々が、指定管理者となった方々が利用料金を定めるという枠組みの、仕組みの中で 今後運営できればいいなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

髙平聡雄君。

1 3 番 (髙平聡雄君)

提案型プロポーザルを利用しての選定という考え方を持っているというお考えのようですから、事業者が事業として成り立つか、成り立たないかというのはサービスの競争ですから、そういった意味でも利便性を求めてくるというのは、これは事業者としても当然の考え方です。決して行政がそれの、言ってみれば壁になったり、足かせになったりせぬように今後十分に検討を求めたいということを指摘して終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

十分注意をして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。 以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに。15番中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

前者に関連するわけですけれども、今回のご提案、大変よろしいんではないのかなと。ただ、その中で指定管理者そのものに対しての、この陸上競技場とかそういう管理に対しては我々もわかりますけれども、その現状として、今、陸上競技場も雨なんか降ったとき、入梅明けとか非常に水排水が悪いと、こういうような状況の中で、このセンターの部分、競技場内の部分、そういう管理とか維持管理は町のほうでどのように、この指定管理者を選定してお願いをしたならば、そういう整備とかそういうものの経費がかかってくるのは、これ受け取ったほうはその管理をするだけでいいんですけれども、現状としてその陸上競技場内の敷地の排水関係とか、あとはそういうものに対しての町の助言なり、向こうからの意見なりはどのように取り入れて管理をされるのか、その辺が総合体育館もこれまでに恐らく十何年という月日もたってきた中で、ほとんど園庭の中はつくったそのもので、雨が降れば子供たちの陸上競技なり記録大会なんかやったとき、雨上がりに非常に難儀し、あそこを横断しなければないと

いうような形のものですから、ぜひやはりそういう指定管理をなさるんであれば、そ ういう管理者が自信を持って管理できるような施設の管理をやって、そしてそれを維 持していただけるような形と。

あと、もう1件は、前者も同じなんですけれども、この8ページの施設利用料、これも午前中幾らでなく、やはりその管理者にお願いするんであれば、常に使っていただける上限・下限というような形の中の設定方法もあるんでないのかなと。これをやると、現状として午前中は、一番上のランクで言えば入場料を徴収しない場合は9時から12時まで2,140円。何とかそこのところと言うんであれば、やはり上限があって、下限があって、その管理内でやれる体制も受けたほうでは管理をしやすいのではないかなと。また、その中で教育委員会が指名したと、教育委員会がここに中に入ってくるということになると、どちらの話が、三つまた思いになると。それもどうせ改正するんであれば一本化にした部門をセットしてお願いすれば窓口が広くなるんでないのかなと、このように思いますのでいかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに、総合体育館、陸上競技場、大規模な施設でもありまして、なおかつ建設以 降の年度もおおむね20年前後経過をしている施設がほとんどでございます。大規模施 設でもあるがゆえに、それゆえに管理費も大規模な経費が必要になってきております。

それで、まだ手がけなければならないような修繕というのが結構ありまして、今一覧表にまとめている最中ではございますけれども、やはり何千万単位であるものですから、それを年次的に計画的に整備をしていくべきであろうということで整備計画をきちんと立てた中でやっていこうと考えております。

整備必要項目については、現在整理済みでございます。議員おっしゃるとおり、やはり指定管理者に指定された民間企業の方々の専門的なノウハウ、そういったようなところを利用しながら、施設の管理のあり方あるいは修繕のあり方、そういったようなところを大いに参考にさせてもらいながら一緒に進めていきたいなというふうに思います。

利用料金につきましても、やはり議員おっしゃるとおり、今現在、改正はまだ全然

していない状況でございます。今回4月に8%になるという消費税の関係がありますけれども、当面他の自治体の事例を参考にするということではないんですけれども、10%の見通しもされております。ですから、そういったような第2段階の消費税見直しがされる見通しもあるということで、そこら辺をターゲットに今後詰めていきたいなというふうに考えております。

いずれにしろ、民間企業のノウハウと専門的な技術を大いに参考にさせていただき ながら、一緒にスクラムを組んでやっていきたいと思いますのでよろしくお願いをい たします。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

やはり受けたほうも管理のしやすい、料金の徴収のしやすい体制をひとつ望みます。また、もう1件、今説明によると、総合運動公園、体育館そのものの補修箇所もあると。もとに戻るんだけれども、先般3. 11で天井が落下した問題、そして今はそのまま吹き通しになったツートンカラーの天井裏、ああいうところは早急な対応が必要でないのかなというふうに思いますが、その辺の改善の修理箇所の選定はされたんでしょうか。それを聞いて終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

ただいまの質問にお答えいたします。

今後、修繕を必要とする件数なんですが、16件ほど数えております。その事業費に つきましては、今後さらに詰める必要があるんだろうというふうに思っておりますが、 いずれ順次計画的に整備をしていきたいなというふうに考えております。

ご指摘の天井でございますが、天井部分については、あの天井をもとに戻すという 事業費にかえますと2,000万円ほどの事業費がかかるというようなお話を承っており ます。そうしますと、私どもこの事業をもしやるとすれば、やはりそれなりの補助事 業ですとか広くそういったような事業を見つけながら、探しながら、できるだけ町の 負担にならないように考えていきたいなというふうに思っております。いずれあのま まの状態で、できるだけ使い勝手、もとの設計とは違いますけれども、今の状態でで きるだけ長く使えるようには考えたいなと思っておりますので、よろしくお願いしま す。

議 長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

ありがとうございます。ぜひ天井そのものの落下物、それをもとに復元しろと私たちは言っているんではありません。やはり柱が白で天井がさびどめの赤でなく、白なら白に塗っておいたほうが見ばえがいいんでないですかということを、私はお伝えして終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

今回、第3条にあります中で、総合運動公園、体育センター、武道館と3カ所の施設を条例で一本化するというお話でありましたけれども、プロポーザル方式での民間の企業の提案を受けるというお話でありましたが、おのおのそれぞれで提案を受ける形で今お考えであるのか、それとも一括としてということでのお考えなのか、まず1点目、お伺いしたいのと、あと2件目になりますけれども、第15条のほうに体育施設の維持管理に関する業務ということでございます。民間の力をかりて行政の負担を減らし、なおかつ利用者の利便性の向上を図るということからいきますと、維持管理のみでは、ある意味新たに何らかその費用対効果を考えて、こんな施設、またはこんなものを入れたらどうかなという民間のいろんなご提案あるんではないかと予想される中、どのように反映されるのかなというところで、具体的な例でいくと、現状の陸上競技場の利用者を見ますと大分町外の方にもご利用いただいている中でありますけれども、現状でいくと、日よけの場所もないという中、最初に利用者の方が行かれると倉庫の中のものを全部まずは出して、実際に休む場所の確保をしてから利用するとい

うような状況の中、費用対効果というところはあるかと思いますけれども、仮に民間で委託をされる管理者の方が、料金を別に取って仮設の何かテントであるとか、仮設のプレハブであるとか、そういったものを置きたいなんていうようなご提案があったりだとか、あと利用者の声からすると、よく高校生の方々はお話をされているんですが、着がえる場所がないんですよねという話をされる中、簡易的に更衣室を置きたいとかそういういろんな利便性の向上という意味での提案が想定されると思うんですけれども、その場合に、この条例からいって、この項目からいくとなかなか認められない項目ではないのかなと。維持管理に限った中では難しいんではないかなと思われますが、どのような対応をされるのかをお聞かせ願います。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

以上でございます。

生涯学習課長 (石川 誠君)

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、3施設一つ一つなのか、一括なのかというご質問でございますが、これにつきましては可能な限り一括でというふうに現段階では考えております。

それから、2つ目でございますが、15条関係、指定管理者か行う業務の範囲というところの(2)の体育施設の維持管理に関する業務ということでございますが、体育推進する上での施設あるいは道具ですとかそういったものをひっくるめて維持管理に関する業務というふうに表現をさせてもらっておりますけれども、これは修繕とはまた別にしております。議員おっしゃるとおり、当然そのスポーツをするに当たってやはり使い勝手のいい道具ですとか、施設ですとか、雨よけ施設なんかも加えながら、そういった不足している施設等いろいろございます。それも今後町民の方々の要望に応じた充足といいますか、そういったようなことについては積極的にやっていくべきだろうと思いますけれども、指定管理を導入することによって可能な限り利益を生むような回転資金あるいは運用資金といいますか、そういったようなものを生むような形で民間の企業の方々と一緒にやっていくということになりますけれども、現段階で考えているのは、その中からこういったような不足している施設の充足ですとかそういったようなところに可能であれば持っていきたいなというふうに考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

1項目の設備をどのようにするのかという点は理解はさせていただきました。 3カ 所をあわせてという形でまず提案を公募されて、結果的に 3カ所一括でというところ が仮になければ、基本的に総合運動公園だけという管理者の方がいらっしゃれば、または体育センターだけという方がいらっしゃればお受けになる方向でお考えなのかど うか、再度お聞かせいただきたいと思いますのと、あと15条の件に関しては、先ほど のご説明にもありましたけれども、思いは同じでありまして、やはり利便性の向上を 図るというところで、もちろん危険な、修繕と新たな向上の施策というのはある意味分けて考えるべきな話だと私も思いますけれども、そういう意味で、指定管理者の方にいろいろご検討いただく中で、ここの条文に関して言えば、維持管理、向上に関する業務というような形で「向上」というような文言を追加してもよろしいんではないのかなと思いますがいかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

町の体育施設、体育関係施設につきましては、今回対象としたいなと思っているのが全部で9施設でございます。総合運動公園、それからあと武道館、それから体育館、それからあと仙台北部中核工業団地内の施設もございます。やはりこういったようなやつを一つ一つやるのではなくて一括した形で、可能であればプロポーザル方式で実施をしていきたいなというふうに現段階では考えております。

それから、2つ目の15条関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり「向上」という意味合い、その「向上」という意味合いにつきましては、私どももやはり同じ考え方していくべきだろうというふうに考えております。何に向けても専門的なノウハウを利用しながら、活用しながら向上に向けてやはり進んでいくべきだろうと思いますので、今後の参考にさせてもらいたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。7番槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

私からは、第8条、9条、16条絡みで、利用料金、使用料、あと減免に関してちょっと質問させていただきます。

今回、指定管理者制度に移行するという話ですけれども、よくこの使用料なんですけれども、各市町村見ますと、町内、町外で料金を分けているところが多々見受けられます。その辺、今回見ますと、指定管理者の方に料金の見直し等多分提案してもらいまして、町の教育委員会と実際決めるかと思うんですけれども、その辺の町内外の差分というんですか、格差をつけるお考えがあるのかどうか。

あと、当然今、陸上競技場等外の施設に関しまして、冬場、多分使えない日々が 多々あるかと思うんですけれども、その辺の情報も多分指定管理者のほうにお出しし て料金見直し等もかけるかと思うんですけれども、当然あるのは冬期間の使用料とか その辺のお考えもあるかと思いますけれども、その辺どうなのかをお聞きしたいと思 います。

あと、最後になりますけれども、当然減免措置というのは残すかと思うんですけれ ども、当然それは残されるものだと考えてよろしいのか、そこについてお答えくださ い。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、町内、町外の利用者の使用料でございますが、今現在、体育館については、総合運動公園については貸し館業といいますか、そういったような性格を持っております。ですから、一度使えばということで、例えば個人的に使う場合に、大人1回100円、それから小中学生につきましてはその半額というような形で券売機でもって利用してもらっているというのが1つと、それからあと貸し切りというのがあります。午前中あるいは午後から、あるいは夕方からという貸し切りにつきましては、その貸し切りに伴う利用料金という形で取っておりますけれども、今議員おっしゃいました町内、町外の町民に対して、あるいは町民以外の利用者に対してというところでござ

いますけれども、その点につきましては、指定管理者が決定されるまで、あるいは決定されてから、どちらもやはり検討の題材にすべきであろうというふうに考えております。それにつきましては、協議事項にしていきたいなというふうに思っております。それから、2つ目の減免措置でございますが、これについては、例えば体育協会なり、あるいはスポーツ少年団なり、回数も多く大会を持っております。そのほかに町が主催している、あるいは後援をする、そういったような関連で100%減免あるいは50%の減免ですとかそういうのが出てくるわけなんですけれども、その減免措置については、今のところ考え方は変える予定はございません。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

今の料金の話で、町内外の格差については検討するという話があったんですけれども、もう一つちょっと検討してほしいのは、料金が同じであっても、よくあるのが予約の期間というんですか、例えば町内の方であれば2カ月前からとか、あと町外であれば1カ月前とかと、そういう形でやっている自治体もありますので、その辺もあわせてご検討してもらえばありがたいかと思います。

以上で終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁、生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

ただいまのご意見に対する回答でございますが、議員おっしゃるとおり、検討の対象にさせてもらいたいと思います。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。10番伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

1つお伺いしますけれども、利用許可というのが、教育委員会の許可を受けなければならないとあります。そういう中で、この大和町総合運動公園、体育センター、武道館と場所的には広範囲になるということで、許可を受けて鍵を預かる部分のところとかいろいろな細かい部分が出てくると思うんですけれども、その辺の一括管理みたいなものをどのようにこれからやっていくのか、お伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

指定管理に持っていきますと、当然許可申請の受け付けですとか、それからあとそれに対する減免措置の許可証ですとか、そういったような事務も当然出てまいります。 そういう中で、利用許可につきましては、条例等については「教育委員会が」というような表現がありますけれども、その「教育委員会が」というところにつきまして「指定管理者が」というふうに読みかえできるようにしていきたいなというふうに考えております。

それから、あと一括管理についてなんですけれども、まだ具体的には検討していない状況にあります。確かに議員おっしゃるとおり、窓口をどういうふうにするかという部分については重要な部分でございまして、夕方の例えばシフトの組み方ですとかそういうところが出てまいります。今現在は嘱託職員について、例えば総合運動公園ですと9時半までの時間帯をシフトでもって設定しているんですけれども、そこら辺について民間の指定管理者になった方と、なった企業と、その点についても当然協議の題材にしていくつもりでおります。基本的には、今現在、嘱託という方々を活用した中で事務をとっておりますので、可能な限りそれを踏襲するという方向で持っていきたいなということで考えております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

私たち、地域に公民館というのがありますけれども、公民館をお借りする場合も分館長という人がいて、そこに行って鍵を借りるというような方向性のルールが多少あると思うんですけれども、やはり土日挟んでどうしても夕方とか挟んだときに鍵の受け渡しという部分とかいろんな細かい、本当に大事な部分、次の人が使うとか、あした土日でどうとかといういろんな細かい部分が出てくると思うんですけれども、その辺をしっかりしないと何か次に使う人もごたごたに回ってしまうというか、終わった時点でどのような、火災とか施設の最後の点検とかをどのような方向性で考えているのか、お伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

確かに議員おっしゃるとおり、そういうところについては非常に重要な部分だと思われます。緊急的な災害ですとかそういうのも該当してきますし、それからあと例えば鍵を預かる方の都合ですとかそういったようなものも出てくると思われます。まだ具体的にはそこら辺は詰めていないんですけれども、今後詰める対象の1つとして対応させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

これは最後の質問なんですけれども、3. 11で3年になるわけですけれども、災害等があったときに、その民間業者に受け渡すときに、そういう災害時のマニュアルみたいなものをやはりしっかり伝えていかないと、いざ災害に遭ったときにどのような対応するかわからないような状況では大変なことになると思うので、その辺の災害マニュアルみたいなものを民間にちゃんと植えつけないといけないのかなと思いますが、その辺どう思いますか。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

ただいまのご意見は非常に参考になりましたし、参考にしていくべきだろうと考え ております。災害につきましての対応につきましては、私たちも最優先すべき事項だ と思っておりますので、そのような意味で積極的に対応していきたいなというふうに 考えております。よろしくお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第3号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第3号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第4号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第4号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第5号 大和町教育施設及び体育施設に関する使用条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第5号 大和町教育施設及び体育施設に関する使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第6号 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第7、議案第6号 大和町道路占用料等条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

本条例でありますけれども、4月1日からの施行ということでの今回の条例改正でありますが、改正前と改正後を比較した場合の道路占用料の収入、これがどのように変わるのかという点と、変更に至る経緯を再度ちょっと確認させていただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

それでは、浅野議員さんのご質問、まず1点目の質問についてご説明申し上げたい と思います。

改正前と改正後の占用料の料金の試算でございますけれども、平成25年度、占用料につきましては985万4,334円でございます。平成26年度、同じ占用物件を改正後の単価にした場合試算しておりますけれども、金額につきましては797万7,463円ということで、その差額につきましては187万6,871円が減額になるというふうな試算になっております。

それから、2点目のご質問でございますが、私、説明不足で大変申しわけございませんでしたけれども、現行の道路占用料につきましては、各地区、種類ごとに全国を甲地、それから乙地、それから丙地ということで3つの区分にしております。甲地につきましては人口が50万以上の都市、そして乙につきましては甲地以外の市です。それから、丙につきましては市町村という3つの区分にしておりました。ところが、市町村の合併等によりまして、その人口だけではいろいろ弊害が生じましたので、今度は1種から5種までということで5つの区分に細分化されたものでございます。それに伴って、道路法の施行令の一部改正に伴って今回占用料も改正するという内容でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

平成25年度をベースとした場合の税収の占用料の収入の減少額が約187万何がしということでのご説明でございましたけれども、これ思う部分、電柱に関しては電力関係、あとその他電話に関してはNTTさん初めとする通信会社さんということになるかと思いますけれども、特に電力さんに関しては消費増税前の東日本大震災も関連するわけでありますが、利用料の増加、料金の増加という中で、東北電力さん見ても今年度に関して言えば、結果的には黒字決算という方向である中、各自治体いろいろ努力しているわけではありますけれども、平均の地価に連動した形である意味算定されるんであれば、ある意味やむを得ない部分であるのかなというふうには思いますけれども、状況として決して大和町自体、地価が下がっている状況ではない中、今回の国の法令の変更に伴って丙地の区分、それが1から5種に変更されたことに伴うという話でありましたけれども、必ずしもこれ応じる必要があるのかどうか、ちょっと納得がいかない部分がありますが、これ仮に変更しなかった場合に何から罰則なり、何らか法的措置があるのか、ないのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

ただいまの浅野議員さんの国のほうの改正に伴って変更しなければどうなのかというご質問だと思うんですが、閣議決定されたものですから、それに従うのかなというふうに思いまして今回上程をさせていただいたんですが、ちなみに郡内の町村につきましては改正の予定ということで情報をいただいていますので、それに従わなければペナルティーが課せられるかどうかまではちょっと調べておりませんので、ご了承していただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第7号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第8、議案第7号 大和町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

これによってどのぐらい額がなるのか。できれば1件当たりとかそういうものがあれば、それもあわせてお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

消費税を5%から8%に見直し、改正することに伴うその料金の増加分といいますか、につきまして、1件ごとの比較で説明させていただきたいと思うんですが、水道料金について、13ミリ、20ミリ、それぞれいろいろあるんですが、13ミリの口径で試算しました場合、10トンまで利用した場合98円、これメーター使用料も含んでというふうなことになります。20トンまで使った場合は193円、30トンまで使った場合は289円、5%から8%への税率分の上昇分というふうなことになります。

あと、さらにこれにあわせて下水道料金というようなことに相なるんですが、下水道料金も同じく13ミリの水道口径の場合、使用水量で増加分見ますと30円、20トンまでだと62円、30トンまでですと95円が増加するというふうな試算となってございます。水道と下水合わせてというふうな試算ですと、10トンまでの場合ですと98円、20トンまでですと193円。大変失礼しました。先ほど申し上げた金額、下水と水道両方合わせた金額でお話ししてしまいました。大変申しわけございません。20トンまでが合わせますと193円、30トンまでですと下水、水道両方合わせますと289円というふうなことで、水道のみの部分で、先ほどちょっと合算した金額で説明してしまいましたので訂正させていただきますが、水道料金については、10トンまで68円です。20トンまでですと131円、30トンまでですと195円。これと下水両方使用している場合は、先ほどご説明した金額と合わせましてそういった金額になるというふうな試算となってございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

逆にトータルはどのぐらいになるかわかりますか。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

下水道料金の使用料につきまして、平成25年度当初予算ベースで比較しますと、当初予算が3億5,400万円ほどの予算としてございます。これに3%を上乗せというふうなことにした場合1,060万円ほどの金額となる試算になります。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第8号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第8号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第9号 平成25年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第9号 平成25年度大和町一般会計補正予算を議題とします。 本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。17番堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

先ほどは失礼いたしました。

それでは、質問させていただきます。

事項別明細書の7ページ、8目災害復旧費の県補助金でありますけれども、この中で被災者の児童生徒への就学支援事業として学用品、それから給食費の免除の支援事業でありますけれども、今現在、児童生徒は何人おられるのでしょうか。それ、小学校、中学校に分けてお願いしたいと思います。

それから、この支援事業なんですが、どの程度続く支援事業、あと何年ぐらい続くような支援事業なんでしょうか。おわかりでしたらお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

それでは、今、堀籠議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の人数でございますが、ちょっと細かい数字まで承知しかねておりますので、おおむね六十数名というふうな形で小中学校の児童生徒、これは町外から転入されている被災のお子さん、そしてあと町内で大規模以上の被害を受けられているお子さんがこの被災児童生徒で国庫補助対象というふうになってございます。

今回の歳入の金額の内訳でございますが、学用品で144万円ほど、そして学校給食で200万円ほどということで約338万円の歳入の今回の補助申請に基づいての決定通知

ということでございます。これは11月の後半に通知が入ってきてございます。

今後の見通しでございますが、平成26年度においてもこの被災児童生徒の補助事業は続くということでございます。なお、平成27年度以降どうなるかについては、まだ県から具体の通知がありませんので、それを待ってご説明申し上げるほかないので、今は平成26年度までというふうな形で承知してございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

この支援事業ですけれども、今現在は平成26年度も実施されるということであります。この被災地につきましては、まだまだ復興されているとは思っておりません。そんな中で、生活再建のめどが立つまではやはりこういう支援事業が必要かなと思っております。そんな中で、平成26年度は確保されると思うんですけれども、もしこれ平成26年度になって平成27年度がこの事業がなくなるというこれからの先のことを考えた場合、この補助金がなくなった場合、町独自としての支援策は今後考えられるでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

町独自といいますか、準要保護児童生徒いうふうな取り扱いがございますので、当然被災のほうで該当しなければ準要保護制度の中でこれを取り扱うということでございますが、所得の認定が一番そこでひっかかるわけでございます。今も住宅、そういったもので借り上げというふうな状況があれば、当然そういうふうな部分では該当する見込みであろうというふうに思ってございます。すぐに所得条件とかそういったものが規定より上回るというふうにはちょっと今考えにくいので、準要保護児童生徒の中での対応というふうに今現在は考えているところでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

そういう方法で町でも考えておられるということで安心しました。ぜひ被災に遭われた被災者の皆さんはまだまだ生活設計のめどが立っていない状態でありますので、 今後ともこれらのことについては十分に配慮した中で進めていただければと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。ないですか。ほかになければ、これで質疑を。(「あります。休憩しないでいいんですか。続けますか」の声あり)もう少し。

11番平渡髙志君。

1 1 番 (平渡髙志君)

事項別明細書19ページの土木費、7款2項1目の道路維持費、今回4,000万円という金額の除雪費を計上しておりますが、今年度、今までかかった除雪費、また今後大体どのような見通しでどれくらいかかるのかという金額と、あと今回8日、まだ15日と3週ぐらい連続で大雪が降ったわけですが、その対応が、やはり聞きますと随分遅かったという状況がありますが、そのいろいろ苦情の件数とかが来ておると思うんですが、その各地区の苦情の件数、わかりましたらお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

それでは、ただいまの平渡議員さんの除雪に関する3つのご質問に対してご回答申 し上げたいと思います。

まず、1点目の除融雪の状況でございます。3月末現在で5,500万円ほどの除融雪費用を用意しております。内訳といたしまして、まず除雪の分が2,024万7,000円でございます。業者数については18社でございます。それから、融雪につきましては3,118万8,000円になります。そのほかに防雪柵の設置を行っております。町道の高田

線、それから台ケ森線の五本木の停留所から。その2カ所につきましてはスチール製の防雪柵を設置しております。あと、それから仮設用のネット、単管足場を組んでネット、その分もやっておりまして、それに要した費用が400万1,000円というふうな金額でございまして、除雪の作業日数につきましては18日、作業時間に換算いたしますと772時間でございます。それから、融雪につきましては、融雪に要した融雪剤の数量でございますが268トンで合計で554万3,600円を3月末現在で用意しております。

議員さんお話しのとおり、2月に入りまして週末、2月の8日から9日、それから 2月の15から16日ということで、週末だけ記録的な大雪に遭ったわけでございますけ れども、これにつきましては、私も経験しないような大雪だったものですから、なお かつあのとおり湿った雪なものでなかなか作業効率が思うように進まないという状況 で苦情等もかなりあったわけでございますけれども、苦情の件数等につきましては具 体的に何件あったというその数字はつかんでおりませんけれども、経験したことのな いくらいの苦情をいただいております。やはり一番多かったのが、新しい団地のほう が、うちのほうは区画道路まで全部除雪しますので、とりあえず大雪だったものです から車1台、1車線は何とか確保しろというようなことで挑んだものですから、その 後ある程度天気が回復してから、次の日とか温度が上がってその両脇に排雪した雪が シャーベットのような状態になって今度広げるような作業もしたわけなんですが、雪 が氷状態になっておりまして、結局門前をきれいにした箇所にも大きな雪の塊置いて 苦情の1つということで大分お叱りは得たんですけれども、重機のオペレーターの方 も苦情でもうかなり精神的に参ったオペレーターさんもおりましたけれども、中には よくやっていただいたということで温かいコーヒーなんかも提供してくれる町民の方 もおったんですが、全体的にかなり対応が遅かったために苦情が多かったものですか ら、昨年も平渡議員さんのほうからも除雪の補正の際にあって今後こういうことない ようにこれを糧にして頑張るなんていう、私去年たしかそういう回答してまた同じこ とやっているのかという考えもございますが、そういう記録的な大雪だったことに伴 ったものですから、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡髙志君。

1 1 番 (平渡髙志君)

今回本当に頑張っていただいた地区も多分あったとは思うんですけれども、やはり 今回は業者の間でも持っている重機に関して結構差があったのではないかと。結構重 い雪だったものですから、大きな重機持っているところはスムーズに掃けた。また、 小さい重機のところは掃けなかったというので、私も鶴巣地区、大崎三ノ関線の幹線 の住民の方々からは随分やはり初動態勢が、もう午後からになってしか来なかったと いった中で、もう前の雪は踏み締められる。そして、あそこは富谷との境であります から、富谷はもう前の日からグレーダーでかくものですからきれいに富谷の分は掃く んですよね。三ノ関線というのは、結局あのままの道路に大型トラック等々が通るも のですから踏み締められて、その後普通のトラックが行っても全然歯も立たなかった というような状況で相当遅くまで残っていた感じであります。だから、次の日掃いて ももう掃けないという状況と認識しておりますし、そういう苦情も私のところにたく さん来ました。ですから、8日の日はもう前もってわかっているものですから、もっ と早く、富谷さんなんかは業者をきっちりグレーダー頼んでいるんですけれども、前 のもう夜中あたりから掃いているような状況。片や日明けてから掃くではまるっきり おくれるんです。ですから、そういうことが多々あるものですから、重機の差もある んでしょうけれども、やはり同じ除雪費を払っているんであれば、きっちりしていな ければそういう苦情もたくさん来ると思います、今から。ですから、その点、どうい うふうに考えているのか、お答え。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

議員さんおっしゃるとおりでございます。富谷さんでは除雪機械はほとんどがグレーダーなんです。グレーダーの排土板、路面ぎりぎりまで落して、なおかつ苦情対策かどうかわからないんですけれども、除雪は夜中にやっておりまして、結局夜中にやるものですから民家の門前に排雪されても余り苦情が来ないというようなお話聞いています。ですから、うちのほうも明るくなってからでなくて夜間作業も手法として今後取り入れていったほうがいいのかなという考えも今回考えさせられました。

それから、除雪機械もいろいろグレーダーからショベルから、それから各種トラックとかいろいろな機種があるんですが、おっしゃるとおり北目・下草地区の除雪業者の機種につきましては2トン車なものですから、おっしゃるとおりあの交通量、大型

トラック等で圧雪されたんではなかなか作業も困難なような機種でございます。考えられますのは、いろいろ業者の機種にもよるかと思うんですが、組み合わせ、時間帯の問題もあると思うんですか、新雪の際は2トン車で効率よく飛ばすような作業して両脇に排雪された雪についてはグレーダーの業者を向けて車道の拡幅を図るというような作業も必要ではないかというふうに思いますので、いずれその作業状況につきましては、いつも思うんですけれども、いろいろ勉強させていただいて今後の参考とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡髙志君。

1 1 番 (平渡髙志君)

この機種、いろんな機種、グレーダーからローダーから2トントラックからあるんでしょうけれども、これ除雪費というのは、その地域で金額は一定なんですか。安いからそれくらいの機械しか用意されないんだか、高いから大きな機械用意しているんだか。落合さんなんか見るときれいに、私も次の日行ったんですけれども、掃いて、業者さんが隅々まできれいになっている。片や圧雪になって動けないというところもあるし、地域によって値段というか、賃金の除雪費が違うのかな。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

お答え申し上げたいと思います。

地域によって単価が違うんではなくて、あくまでも機種によって単価を設定しております。17社に協力いただいて各地区を除雪をやっておるんですけれども、やはり土日でなくて平日の場合も想定していますので、学校、通学に支障ないようにということで、幹線道路のほかにつきましてもスピードを優先させているということで、やはり地域性を考慮して各地区に地元の業者さんに協力していただいているのが現状でございます。よろしくお願いしたいと思います。(「終わります」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時11分 休 憩 午前11時20分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の平渡髙志君の質問に対して都市建設課長より訂正のお話があるそうですから、都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

大変申しわけございませんでした。先ほどの平渡議員さんの除雪に関しての質問に 対して、私2点ほど間違った回答させていただきました。

まず、除雪費、今まで用意した費用ということで、3月31日現在というご回答申し上げたんですが、1月31日現在の金額に訂正させていただきたいと思います。

それから、2点目でございますが、除雪の時間、富谷では夜中にやって大和町は明るくなってからやっているというような状況で私ご回答申し上げたんですが、時間は通勤通学の時間帯に合わせるという時間帯でやっているんですけれども、除雪の基準につきましては、あくまでも積雪がその基準に達した場合稼働するということで、時間は夜中であっても何でも大体このぐらいの積雪が予想されるという時間になったならば、その幹線、その他の路線については稼働するということで、あくまでも富谷が早くて大和町が遅いというんでなくて、除雪の範囲が広いというのもございますので、遅い地区になるところもありますけれども、基本的にはその積雪基準に達した場合何時でも業者のほうは稼働するということで訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに。(「それに関して1点いいですか」の声あり)平渡髙志君。

1 1 番 (平渡髙志君)

今、時間帯のこと言われたんですけれども、今回はそういうふうな基準になってい るんであればしっかりした業者にそれを通達してもらわないと、金曜日から、7日の 日は金曜日でしたけれども、その日からずっと降っていました。そして、夕方除雪、 私もうちの前して、そのときはもう10センチぐらい。その後、また夜中に何十センチ と積もったんです。ですから、金曜日の夜から8日のお昼まで来てないんです、道路 には、除雪車は1回も。ですから、前もって、そういうのであれば掃いておけば、あ んなにも圧雪にならなかったのかなという点で苦情が相当来たんです。ですから、そ れを私が言ったんであって、確かに範囲が広ければそれは遅い。ただ、遅いといって も前の日から次の日の午前中まで来れないということ自体、やはりちょっと今回は異 常だったのかなというので多分苦情が多かったのかなと。あそこは相当のダンプ数が 通っておりますので、圧雪すぐされます。ですから、やはりそういうところは優先順 位を高めてやらないと、あそこはどこから来たって大崎三ノ関線というのは幹線で相 当の車の量が、乗用車通るわけです。今回は相当大変だったんです、あそこ圧雪した ために。ですから、そういうことであれば、前もって前の日にきっちり1回ぐらいは 歩けばまた違うのかなと。そういった指導をきっちりやはりしていただければ今後い いのかなと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

前者3件で終わったからということで、除雪費の4,000万円。1月31日現在というような形のご説明であります。まず、私もそのことに対してはこれまでも何回かお話はしてきたつもりですが、やはり町の対応と請け負う業者の対応が全然情報とれてないんでないのかなと。今、前者の質問事項、答弁に対して、町はそれでよろしいんですか。ということは、今般、暮れにも降った、年明けも降った。運よく金土日、この通学路の除雪は町で10センチになったら掃けとか、3センチになったら掃けとかでなく、今課長の説明でありますと、まず天気予報、今般はもうひっきりなしに東北西部、大雪注意報が出て、毎日こたつにいるおやじ、おふくろ、じいちゃん、ばあちゃん、孫たちまで心配した中で、学校に通う通学路の時間対応は、これまでも私質問した経過がありますけれども、先般の雪では歩道の設置という何時の、どういう作業日報で

課長のほうにご報告なっているのかなと。やったから終わりましたの写真なのか、夜中にちゃんと時間が何時から何時までの間に、遠藤重一商店さんから学校前を通ってどういう歩道をしたとか、その日報の管理はいかがなっていますかね。

先般、町道だから、小学校、中学校の入り口は乗用車1台も通れないくらい、学校の先生方も通れないくらいの除雪が何日間ぶん投げっ放しでいたか。歩道と町道とまた違うんだよと言われるんでは大変ですけれども、あの旧役場跡地だって子供たちがすってんころりん幾らも転んでいました。時間になったら役場担当者もああいう現場を見ながら管理体制を強化していかなければ、かかったものがこれですよと、補正ですよと言われるよりも、町民からありがたいねと言われる対応をこれまではやってきたと思いますけれども、だから1点目としては、前者と絡むけれども、その積雪量に達する場合は時間を問わず出動してくださいという命令を町ではやっていますね。それに対して、その業者がどのような運行時間帯に作業内容の報告書が出されているか。恐らくきょう議員さん皆見たいと思うから。

そして、子供たちの月曜日に通う通学路に対しての除雪対応の時間帯、町に3台ほどSACO予算で買った歩道用のローダーがありますよね。あの運行時間並び、大変なことには、その一番そのもので故障していた機械もあるね。その管理方法はどなたにお任せをして、どういうような体制でそういうことになっているのか。

やはりこれは金かかったから、請求来たから払うよでなく、内容の報告書の確認はどれほどなされて、町民の方がなるほどねというそのものの対応を私はここで、補正ですから、逆にその時間帯、日報、今言った下草、三ノ関線、そっちのほうの除雪対応が、課長の話であれば間違いなく深夜なり朝方なりに除雪1回は来るわけですよね。その業者さんが町の除雪を請け負った場合、たまたまヨークベニマルなりヤマザワなりヨーカドーなりの除雪を別に受け取っていたらどういう時間帯で動きますか。お店を優先にして道路は後でないですか。だからおくれるんです。17社の業者が同じ機械持っているわけでないですけれども、町はそこまで管理をしなければ言われたとおりの日報で補正組めばいいでは、これうそなんですよね。除雪ですから。やはり皆さんが勤めに行く前にある程度車が通れるようになる。そして、小中学校の子供たちであれば、歩道が、片側の歩道、左であろうと右であろうとどっちかが、この南から、西原から歩ける状態が通学時間帯ですよね。きょうもたまたま孫のことで7時15分から45分まで旗振りで自衛隊前というから、きょうはしばれたねってうちに帰っていったけれども、そうやって皆さん方、PTA関係も協力しているんですから、町の本体の対応を私はお伺いしておきたいと思います。

まず、時間帯に動ける体制をとっている業者が17社全社なのか。そういった場合は、 必ず従業員が休憩所に仮眠をとりながら、暖房とりながら休憩所の管理体制がその事 業所に持っているか、持ってないか。個人であれば、個人の茶の間で待って、この時 間なら、どら、行かなくてないなというような対応をやらなければ、私は大変でない のかなと。これは今まで、もう私22年間議員やらせてきて3回に1回ぐらいは冬にな るとそういうこと言ってきましたけれども、全く先ほどの課長の説明では、私はどう なのかなと。対応がおくれているのではないかなと。

1点目は、まずもってそういう深夜帯に動ける体制の業者が17社中17社があると思いますけれども、その件、1件。

あと、子供たちの通学路に対しての歩道の除雪機の活動時間と、その時間帯ですよね。

そして、もう1件は、その団地族からの出入り口の苦情が聞き切れないくらいあったということは、それは深夜なり朝方、通勤時間帯前に除雪が行われた場合は、意外と文句言いません。皆さんが出るのによかした後に来るからお電話が来るんです。よくその辺をわきまえて、課長のほうで来年、また大雪降るかもわからないけれども、恐らく私も64年間生きてきてあんなに降ったのもしばらくぶりだなというふうに。ただ、西原は多いから別に差し支えないんです、あのぐらい降っても。そういうことですから、ぜひその辺。そして、やはり団地の南であろうともみじであろうと、私も言っているとおり、もし角地にあいている土地があるんであれば、そこを冬期間だけちょっと借用するように地主さんにお話をして、そしてこういう時期になったら、もし残っているんであればそれをばらして散らかしてお返しすると。冬期間だけはそういう団地の空き地を活用する方法も皆さんの地区の方々の協力を得てやれば、もう少し動きやすい除雪ができるんでないかなと、このように思いますけれども、この3点、よろしくお答えを願いたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

ただいまの中川議員さんの3点の除雪に関する質問にお答えさせていただきたいと 思います。

まず、除雪の作業状況の管理の方法でございますけれども、依頼業者のほうからは、

例えばきのうの何時から何時まで、どこどこの路線、時間帯は何時、あと路線名も全部記入していただいて、なおかつ写真、着工前、作業状況、あと完成した後、こういう路面状況になっているという判断できるような資料を全部提出していただいております。ただ、月決めなものですから、きょう降ったからあした提出するというんでなくて、月末にその月の状況の写真を一括で提出していただいて、その作業状況を把握しているという状況でございます。

それから、歩道の関係なんですが、歩道の除雪業者につきましては、先ほど17社と申し上げましたのは車道の分の委託業者17社でございまして、歩道の分の除雪業者につきましては5社でございます。各地区にお願いしておりまして、歩道の除雪業務に当たっていただいているという状況でございまして、これにつきましても、先ほどの車道の管理と同じように、作業時間、それから状況のわかる着工前、積雪状況、それから完了後の写真を添付していただいて月末に提出していただいて、その月の除融雪の額を確定して毎年やらせていただいているんですけれども、今回お願いする部分については、先ほど申し上げましたように1月末現在であれだけの業務額になっているということで今回お願いするものでございます。

それから、苦情関係につきましては、議員さんおっしゃるとおり、あしたの状況とか気象状況を勘案しながら対応すればそのような苦情は余り来ないのではないかというお話でございますが、私も全く同感だと思いますので、その辺の気象状況をいち早く得まして、余り苦情のないような作業に取り組みたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

課長、何か誤解しているのかな。私、2件目の歩道の除雪に関して、5社、それは わかりますけれども、そういう子供たちが学校に通える時間帯に合った歩道の除雪が なされているかということをお伺いしているんです。南であろうとまほろばタウンで あろうと、そういうところから来る子供たち、宮城バスの前を通って、大和タクシー 通る方、天皇寺を通って学校に来る方のその団地内の、逆に郵便局通りなり宮城バス 通りなりのそういうところの、たとえ左でもいい、右でもいい、どっちかの1本が子 供たちが、今の子供たち長靴履かないんですよね、何だか知らないけれども。おらい の孫は長いの掃いて喜んで遊んでいるけれども。だから、その時間帯に合った歩道の除雪をどのように指導していますかということを私聞いているの。金問題でないの。それをどのようにやったか。やったことに対して、学校に通う子供たちが、ああ、町の歩道掃いてもらってよかったやって家族の方がお礼の電話でもよこすわけないね、あんな時間帯に掃いていたんでは。私は、そこが町としてのどういう対応を子供たちにしてもらえたのか。歩道用、SACO予算で買った5台の機械だか3台の機械だか、どういうふうに指導なされていますかということを聞いているんです、時間帯。学校に間に合う時間帯ですよ。我々の子供たちなら7時15分から45分まで、西原の自衛隊の信号に旗振りに当たり番だと立つんです。大体それが時間。町の中だと7時半から8時まで、15分ぐらいずれるから。そういう体制をとっているのかということを私はお聞きしているんです。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

大変失礼いたしました。

もちろん通学時間帯に間に合うように除雪体制は業者のほうには指導しているんですけれども、学校に通うのに全然歩道の除雪がなされていないんであれば、何のために除雪しているんだかわからないものですから、その時間帯に合わせるようにという業者のほうには指導をしているんですが、今回の大雪につきましては、その対応し切れなかったというのが現実でございますので、ご理解していただきたいと思います。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

何ぜひ指導とかそういう言葉でなく、その現場をその時間帯に、担当課であろうと 町職員が全員で、そういうところの見守りをやってみたらいいんでないですか。今、 町長にも振るけれども、やはりそういうことがあってしかるべきですよ。そして、う ちに帰れば、おらいの孫めんこい、めんこい語ってたって、学校に行くと学校の悪口 ばかり言うんでなく、やることやって、町も示してやらなければうそでないですか。 ぜひその辺の、それでは歩道の除雪した時間帯の日報でも出せますか、皆さんに。本 当に学校の時間帯に合ったものだか。全然別なところ掃いているものだか。だから、 我々の言わんとしているところは、そういうところにありますから、ぜひそういった 立場の中でやはり対応していただきたいなというふうに思いますから、同じこと何回 言っても1件は1件だと言われるけれども、どうなんですか、本当に。

町としてその現場に行って、仕事する前に写真を撮って、仕事しているところを写真撮って、ネガを焼き増しして、役場でそんなに予算あるんですか。人間をそんなに信用してないんですか。仕事の現場に行くなら、現状がわかるんですもの、何で仕事する前にそこに行って写真撮って、履いた後を写真撮って、そんなことやっている必要がないんでないですか。経費節減なら、1分でも30秒でも早く皆さんのつくる道路の除雪をしたほうがよろしいと思いますが。その経費はどのように町では、写真、報告書、添付して、その経費は町民の税金でやっているんでしょう、皆。業者がいつでも安くやれるのは、現場のをやって、即対応です。そんなこといつまでもやっていたら、業者は大変なことです。やはりそういうところの見直しは、いかがなんですか、町長。担当課だから担当課で終わりですか。あとは議長に任せます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

ただいまの中川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

業者を信用しないわけではないんですが、ただ何で確認して支払ったといった場合、 証拠となるものが何もないんで、このとおり、例えば面倒にはなるとは認識していま すけれども、やはり最低限日報、それから確認できる写真がなければ、後で対抗する もの、証拠となるものを示されないのでは、逆にせっかく皆さんの税金を使用してそ ういう作業に充てているものですから、そういう方に対してこのとおりやっています という対抗となる証拠と、書類、そのためにも必要だということで私のほうは提出を いただいている現状でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

除雪の件ですが、今回というか、大雪の際にはその都度、その都度いろいろご迷惑をおかけしているというふうに思っております。毎年年間、その冬に対する除雪に対して費用を準備して、そして予定をしてやっているところでございますが、自然が相手ということもありますので、予定した量以外に今回のようなときもあるということです。それで、その都度ご迷惑をおかけしているところでございますけれども、年間で委託する場合には、何センチ以上降ったら自動的に動いてもらって、そして除雪をしてもらうということ。

また、確認作業につきましては、これは役場でやるわけではなくて、業者の方々に やっていただくということでございます。それで、何でするということであれば、今 大畑課長言ったとおり、確認をする中において、こういった作業があったということ を確認することですので、これは必要だというふうに思っているところでございます。

時間帯にということでございますけれども、これはそのとおりしなければいけない、したいというふうに思いはございますけれども、その限られた時間で限られた面積といいますか、やるわけでございますので、どうしても追いつかないところがありご迷惑するところはあるところでございますけれども、それについては100%やれ切れるというのが、一斉にやるわけでもございませんので、時間差も出てくる。先ほど平渡議員のお話もあったところでございますけれども、そういった部分でご迷惑をおかけしているところがあるというふうに思っております。

できる限りの対応をしていきたいということ。そして、午前中といいますか、通勤時間、または通学時間にできるというその決まった時間でございますので、業者のほうの指導とかそういったものにつきましては、先ほど夕方来て、次の昼まで来なかったとかそういったことがありましたので、そういった指導はきちっとしていかなければいけないというふうに思っておりますが、業者の方々もそれぞれに一生懸命やってもらっているというふうに思っております。100%でない部分については、これはおわびを申し上げる。行政とすれば、立場とすればおわび申し上げるということでございますけれども、現状、決まった時間の中で、決まった面積、広い面積をやるということでございますので、100%一斉になるというのには、これは難しいことが現実だというふうに思っております。したがって、住民の方々にも自分で除雪してもらうとか、そこにまた除雪したのが行くとかそういったご迷惑をおかけするところがあると

ころでございますが、町としましても、業者の方々にも指導、抜けている部分は指導を徹底してまいりたいというふうに思っておりますし、できるだけ早い段階で、早い、そして迷惑かけないような指導、また作業をさせるようにこれからも努めてまいりたいというふうに思っております。いろいろご迷惑おかけして申しわけないというふうに思っておりますが、現状がそういうところでございますので、その辺の現状についてのご理解も皆様方にはよろしくお願いしたいというふうに思っております。

なお、町としまして業者に対して、また町ができることをしっかりやってまいりた いというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。3番。

3 番 (千坂裕春君)

前者に引き続きで申しわけないんですけれども、60年、70年ぶりの大雪ということで業者の対応もおくれたという中で、これは自然災害と考えるならば、町で今大和町の道路とか学校の施設関係がどういう状態であったかというのを聴取して、情報を収集すべきではなかったと思いますがいかがなものでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

ただいまの千坂議員さんのご質問ですが、おっしゃるとおり、60年から70年ぶりの大雪だったものですから、雨だけが災害でないんで、雪もこのとおりの記録的な雪になれば災害にも該当するのかなというふうに私なりに考えているわけでございますけれども、実際我々職員でも町内全地域、今積雪状況どうだということで、各地区の区長さんには電話差し上げて、ただいまの積雪状況どのぐらい、何センチぐらいになっていますかなんていうことで確認はさせていただいて、それからやはり苦情いただいた箇所につきましては直接職員が行って、その路面状況の把握等に努めてはいるものの、何回もお話ししているとおり、言いわけにしか聞こえないかもしれませんが、できるだけそういうことのないように、担当が都市建設課なものですから、議員さんおっしゃるように都市建設課だけでなくて災害の形をとって町が一丸となってやるべき

でないかというような議員さんの考えだと思うんですか、私もそういう考えも一理あるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

そうですね。そういった考えのもと、都市建の方々には大変ご苦労あったかと思いますけれども、そういった中で、やはり課長のほうも上の方に提案することも必要だったのではないかと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

大変貴重なご意見として今後組み入れて考えていきたいと思いますので、よろしく お願いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに。14番馬場久雄君。

1 4 番 (馬場久雄君)

では、2点ほどご質問いたします。

事項別明細書の11ページ、まちづくり活動推進会、一応当初30万円予定していたと言うんですが、ちょっと説明受けたんですが、すずめ踊りというふうに聞いたんですけれども、ここをもう一回ご説明いただきたいと思います。

それから、プールの監視員のあれで当初100万4,000円ほど多分当初予算で組んでいるんですが、半分に減ったという理由は、減らしたという理由はご説明なかったような気もしたんですが、もう一度ご説明をいただきたいと思います。

あわせて、今除雪の話あったんですが、まほろばホールの駐車場、あそこの除雪というのはどのようにしたものか。例えば、財政課のほうの庁舎管理のほうは35万円ほどの除雪費用のっているんですが、まほろばホールの駐車場は相当広いので、人力で

やったのか、どうしたのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。 以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

まちづくり推進会に対する補助のご質問でございます。町では、まちづくり活動推進団体につきまして、認定を行いまして、認定を行った団体につきまして補助として出しているという状況にございます。今回申請がありましたのは、もみじケ丘3丁目の町内会で結成をしております「ODOPPES」という団体でございますが、地域の連携を図るためにすずめ踊りを介して深めていきたいという内容でのご提案でございました。活動推進会の補助につきましては要綱改定を行いまして、最高3年の間にその補助金の執行ができるというふうに改定をいたしましたので、今回そういった趣旨に基づきまして、平成25年度は20万円の補助の申請、そして平成26年度は10万円の補助の申請ということで予定をされているということで、今回30万円、金額として準備させていただいたんですが、結果10万円執行残になりましたので、その分を減額させていただいたということでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

ただいまの馬場議員の2点目の質問がプール監視委員の日数等についてのご質問でございました。当初予算は約22日ほど学校プールの監視員の賃金を予定して100万円ほど予算化してございましたが、実数としまして今回50万円の減額でございます半分程度になったと。これはプールの水温、気温、それによって学校でプールのできる日というふうに決めておりますので、この衛生基準といいますか、子供さんの健康管理上、基準がございまして、プールの開設日が大幅にちょっと今回の天候で少なくなってしまったということで賃金の減額、確定したことにより減額をさせていただいたという状態でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

まほろばホールにつきましても確かに緊急な対応をさせてもらったわけでございますけれども、基本的には地域振興公社のほうに委託をしておりましたので、そちらの中で当日は対応していただきましたが、費用につきましては生涯学習課全体、総合体育館も合わせまして委託の中での節内での調整ということで図ろうというふうに考えておりました。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

馬場久雄君。

1 4 番 (馬場久雄君)

もみじケ丘3丁目のすずめ踊りですね。これに対して、一応そうしますと30万円の 枠なんですが、今年度20万円、来年度10万円というふうな補助を出していくというよ うな形になるわけですね。わかりました。ちょっと聞き逃した部分あったものですか ら申しわけございませんでした。

それから、プールのほうなんですが、入れる日数が少なかったというふうなことであれば理解得られるんですが、例えば監視員が常時何名体制かでおられるのがたまたま、例えば2人でやるのが1人だけだったというと、その安全管理の体制がどうなのかなというふうなことも思ったものですから、総枠的に入るべき日数がなくてそれだけ賃金がかからなかったというようなことでよろしいですね。

あと、除雪に関することなんですが、やはり先ほどから出ていますように、こういった何十年に1回というふうな経験もしたことのないような大雪でした。こういったことも今後出てくるかと思いますので、こういった人の出入りの多い庁舎であったり、まほろばホールであったり、そういったものは契約というか、こういったときに契約をして、そのときだけ来てくれという業者がいるのかどうかわかりませんけれども、そういった緊急やむを得ないときに組んでおく業者がいるんであれば、そういった対応を考えるべきではないかなと。これは庁舎に関しても、まほろばホールに関しても両方なんですけれども、そういう対応も必要なのかなと思いますので、その辺につい

ていかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

相手は自然といえ、やはり予測できることでもありますので、今後そのような形で 担当各位といろいろ話をしながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いし ます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに。2番浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

それでは、事項別明細書の15ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項4目保育所費でありますけれども、トータルで3,000万円ほどの減額とありますけれども、その中で特に保育士の賃金700万円ほどの減額ということでありますけれども、もともと計画された保育園児の人数には達している中、何人採用予定で、結果的に何人採用できなかったのかという点をまずお聞かせをいただきたいと思います。

あと、2件目、最後になりますけれども、2件目については、先ほど除雪の関係で中川議員のほうから、ある意味今後の除雪の対応というところでいい提案があった中でご回答がなかったのかなと思う件でお伺いしたいと思うんですけれども、やはり吉岡の中、または団地の中見た場合、なかなかやはり空き地を利用した一時的な捨て場、これはある意味必要なのではないのかなと思います。そうでないと、本来であれば通学をする児童用に除雪したはずの歩道に結果的には自分の庭先の雪を捨てていかれる皆さん、住民の方もお見かけしました。とはいえ、どこかに捨てようと思っても、やはり人の土地にある意味無許可でただ捨てるわけにはいかないという中では、各地区の区長さん方ともいろいろ協議をされた中で、万が一そういった場合、大雪が降った場合に地区ごとに一時的な雪の捨て場みたいなものを設けていきましょうというのを夏場の時期から、ある程度防災計画の中で話していただくのがいいのか、それとも別な中で話していただくのがいいのか、そこはご協議する必要があるとは思いますけれ

ども、地区ごとそういった一時捨て場の必要性というのがやはりあるのではないのかなというふうに思いますが、どのようにお考えになりますか。

あと、すみません、もう1件、それに絡む話でありますけれども、除雪で私も見ていて非常に危ないのかなと思っていた部分が、緊急、記録的な大雪である中1車線は確保したというところで、それは必要性がもちろんあるとは思うんですけれども、その1車線しかない中を、特に吉岡の町内に朝の通学、通勤時間帯に通った際に見えた光景として、1車線しかない中、子供も歩いています、通勤用の車も走られていますという中に、ごみ収集車なりがその通学時間帯にごみ収集をされていて、結果的には子供らも通っていいのかどうなのかと迷われていたりという中で、道路維持はあくまでも都市建設課という話、またはごみ収集というのは環境生活課、縦割りの中ではそういった管理下になるわけですけれども、総合的に実際に町民の安全性を守るという観点で組織横断的にある意味対応すべきところがあったんではないのかなと考えますがいかがでしょうか。

以上、3点、お願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

休憩します。

再開は午後1時とします。

午後 0 時 0 1 分 休 憩 午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長髙橋正春君。

子育て支援課長 (髙橋正春君)

それでは、浅野議員のご質問にお答えいたします。

保育所費の保育士費の臨時保育士の賃金の減額でございます。当初120人定員に対して最大138人という見通しを立てながら予算化をしております。8時間のパート10名、6時間のパート4名、4時間パート4名という臨時の体制をとろうと考えており

ましたが、最終的に年間を通しまして、今もなんですが、8時間パートにつきましては3名が不足している状況でございます。月の掛け数がちょっと若干動くので正確ではないんですが、一応そういう旨で700万円の減額としたわけです。

質問にないですけれども、上段にある看護師につきましても、途中からは採用ができたんですが、それまでちょっと半年ほど抜けましたので、その分の減額という考えでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

浅野議員さんの除雪関係の一時捨て場のご質問に対してご回答申し上げたいと思います。

今回の除雪関係につきましても、特に町の中の除雪関係につきましては、とりあえ ず1車線確保ということから始まったわけで、それから各家庭の玄関先等の除雪を皆 さんにやっていただいて両側にかまくらのような状態になって車道幅を狭めているよ うな状況になっているものがほとんどだったものですから、車線の確保のためにも排 雪をして車道の幅員を確保するべきでないかなという課内でもそういう話が出たわけ でございましたけれども、ただ議員さんご指摘のとおり、排雪のストックヤード、そ の場所がなかなか見つからないし、例えば学校の校庭に持っていくわけにもいかない し、公園とかそういう広場にも持っていくわけにもいかないしどうしたものかという ことでいろいろ検討もしたわけだったんですが、全部の路線がそのような排雪作業を やるというわけにもいかないものですから、まずもって歩行者、それから子供さんた ちと入り乱れて走行したのでは大変危険な箇所がどこにあるかというようなことで、 そういう箇所については優先的にすべきでないかという課内で話は出たんですが、そ のストックヤードの問題等がございましたので、いずれそういう作業が発生するよう な場合は民家の畑とか原野とかそういうものをお借りしてそこに排雪をするような考 えもあった。今回はそこまで至ってないんですが、いずれ今回の雪だけでなくて最近 想定外のことが続々と発生してきますので、そういうことに備えてそういう考えを改 めて検討してまいりたいというふうに思います。

それから、2点目のごみ収集車の関係なんですが、やはりごみステーションの前、 結局車1台、車道1車線は確保するんですが、そのごみステーションの前の間と、そ れから車道の除雪した間の区間に雪が残っていますので、どうしてもごみ収集車がご みステーションの前に駐車する際に、ご指摘のとおり子供たちとか歩行者がどこ通っ たらいいんだということで右往左往しているような状況も考えられますので、その辺 は、ごみは町民生活課ですか、のほうと連携図りながら、そこのステーションの前で も人海戦術を設けまして除雪をして、そこの歩行者の通れるスペースを確保しながら 対応してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思いま す。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

まず、保育所関連の話でございました。保育士並びに看護師の人数が当初の計画どおり、結果的には採用できなかったというお話でありましたけれども、保育者、児童数に関しては120名に対して最大138名、これ想定した人数に達してらしたのかどうかという点、お伺いしたかったのと、結果的に予定された人数が確保されなかったことによって、採用された方々の時間外の勤務であるとか、結果的にはふえられた形になっていらっしゃったのかどうか、そこをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

あと、先ほどの空き地の雪の捨て場の話でありましたけれども、確かに記録的な降雪というところもあって、ひとつこれを教訓として夏場の時期からある意味、区長さんであるとか、空き地の地権者の方であるとか、または雑種地、畑の地権者、地主さんと協議をしていただいて準備をしていくことも必要ではないかなと。特に公園の話もありましたが、雪の多い時期やはり公園で遊ぶといってもなかなか遊べない現状もある中、一時的な雪のストック場所という意味では、ある意味執行部サイドで地権者なりと協議もする必要もなくストック場とでき得る場所ではないかなと思います。そういう意味で、これを教訓にぜひ来年度以降に備えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

あと、先ほどごみ収集車の時間をずらしてはというお話をさせていただいたわけですけれども、雪の時期で特に目立ったわけではありますけれども、雪の時期以外もどちらかというと町道の要件ぎりぎりの道路並びに歩道がないような場所が、特に吉岡地区内には目立つやに見えております。そういう意味で、雪の時期も除いても通学時

間帯なり時間をちょっとずらすという工夫が必要なのではないかなというふうに思いますので、もう一度ご協議をそういった意味でお願いしたいと思いますがいかがでございますか。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長髙橋正春君。

子育て支援課長 (髙橋正春君)

ご質問にお答えいたします。

今回の定員120名の体制は11月までに増築工事を終えた時点での定員という考え方で、4月現在では90名に対して体制を整えて徐々に入る人数をふやしていったという状況なんですが、最終的に途中から入りたいという希望の方に対応して、若干の不足によって入れなかったという方は現実にございます。これは例なんですけれども、1歳児ですと、ちょうど3人くらいだったんですけれども、先生1人ちょっと足りない部分で対応し切れなったというのはあります。

あと、先ほど、その間も職員が必ずきっちりそろっているという時間、時期という のありますが、職員に対しても時間外で対応していただくというような対応の仕方も 実情ではやっております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

確かにストックヤードの問題につきましては、公園というのは一番町の管理している部分にストックするものですから誰の了解もとる必要はないし、冬場は余り公園を利用してないということからそういう考えも1つかなというふうに思いますけれども、ただ公園のストックする場所の広場が、例えば芝の仕上げになっているとかそういうものにストックしたんでは、全部きれいな雪だけだったらいいんですけれども、やはり除雪した中には砕石とか砂とかそういう不純物も含まれますので、雪が解けてそういうものがどさっと手戻り来るようなことのないように、民間の土地を借地するのも含めて、その箇所については検討させていただきたいというふうに思います。

それから、ごみ収集車の関係なんですが、それについてはやはり通学時間帯、親御さんたちが子供さんたちを学校に迎える時間帯をずらしたりして危険を回避できるんであれば、そのような時間帯をずらす方法も1つの手かなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

ごみ収集車の収集する時間なんですが、現在のところ業務開始が8時になってございます。8時から開始しまして収集して、環境管理センター搬入になっていまして、環境管理センターも時間が決まっていまして、その時間まで収集終わるようにということでやっております。当然収集の忘れ、置き忘れないように日常は業務やっておるわけですが、時間につきましてはもう8時ということでごみ収集の計画表なりなんなりで皆さんのほうに周知しております。なので、その時間帯の変更ということなんですが、それにつきましては収集するルートなりなんなり、通学路とかなんとか関係ありますので、その辺の調整をちょっとやってみたいと思います。その辺で通学路に余り邪魔にならないようなところから収集を開始するなりなんなりという、そういうことでの対応ということで考えさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

保育所の件でございました。徐々にふえる人数に対応してということで、その人数 見合いでふやしていくというお話でありましたけれども、県内の有効求人倍率見た場 合も全国的にも非常にいい中、さらに保育士関係に関して言えば、東京または神奈川 県等での待機児童ゼロに向けていろいろ、青田刈りではありませんが短大生または専 門学生を優先的にかなり早い時期に採用を決められて引っ張られていっている中、な かなか状況としては臨時職員、今回条例改正して再延長が可能とはなったものの、雇 用形態がある意味不安定な臨時職員という形での募集には多少ちょっと限界があるのではないかなと考えます。そういう意味で、現在ももともと保育士で入られた職員さんが結果的に一般職でお仕事されている方もある中、ある意味計画的な採用をしながら、児童の数減っていった中では一般職に入っていただくであるとか、どうしても保育士の仕事を続けたいという話の中では、民設で今進めようとしている保育所のほうに採用をお願いするであるとかいろんな対応、臨機応変な対応も可能なんではないのかなと思いますので。中にはどうしても足らないという場合には、現在職員の中にも保育士を持たれている職員の方がいらっしゃるわけですから、いろいろ現状持たれている仕事の中で引き継ぎ等発生するかと思いますけれども、保育の質が低下しないように臨時的に月単位なりでご支援をしていただくだとか、そういった臨機応変な対応を求めたいと思います。

あと、除雪の件でありましたけれどもぜひ、繰り返しになりますが、夏場に教訓と しまして準備に努めていただきたいと思います。

あと、ごみステーションのお話でありましたが、お話のあったとおり、8時からという話ではありましたけれども、8時からという中でやはり時間帯と道路状況とルートというところでは見直しの必要性が私はあるんではないかと思いますので、ぜひ総合的に見直しをかけていただいて、安全、安心というところが一番だと思いますので、ぜひ見直しをかけていただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長髙橋正春君。

子育て支援課長 (髙橋正春君)

お答えさせていただきます。

臨時職員の募集、現実大変厳しいことは厳しいです。今議員おっしゃったように、専門学校、大学等は本当に青田刈りで4月、5月でもう内定をとるというような手段で関東とかかなり私立のほうに持っていくという形は現実のようです。町としましても臨時職員のいわゆる雇用形態、あと優遇面、賃金の単価等で、そういうもので対応しながら、潜在的な、今家にいる方、そろそろ子育ての終了した方というような方、そういう方も含めながら、模索しながら求人を図っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。5番松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

1点だけお伺いをいたします。

7款4項3目公園費でございます。18万5,000円の減額と、こういうことでございますが、私ども仲間で各公園というか、忠魂碑に夏と冬と花を植えるということで仲間と年2回回っているんですが、たまたま鶴巣の公園、あの高台で整備をされていますね。あそこに行ったときちょうど業者さんもおったんですが、あれからすばらしい景観だなというふうにして、あそこ全般的には眺めてきました。ただ、視界が七ツ森と蔵王のほうですか、一部こういうふうに開けているんですけれども、それ以降の北側というか、景観、特に吉岡の市街地だとか、あとは遠く栗駒の景観が全然とれないというか、杉の木が高くて。業者さんに、これ何とかならないのかなというふうに聞いたら、町と相談、町がいいと言えばいいと。あれは何とか杉の木をこうして、あの景観をずっと展望できるようになればいいなというようなことで、18万5,000円の減額ですけれども、あの杉の木を何とかして景観よくするということはお考えないんでしょうか。お伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

松浦議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

18万5,000円の減額というお話でございましたが、これ特定財源を18万5,000円減額 いたしまして一般財源を18万5,000円補正いたしましたので、総額につきましては補 正なしという金額でございますので、ご理解していただきたいと思います。

それから、2点目の杉の木が邪魔になって景観を損なっているんではないかという ご質問なんですが、そこについては杉でなくて雑木なんです。杉のように見えるのは モミノキの太いやつなんですけれども、そのモミノキについては地権者の方は申しわ けないんだが残していただきたいと。ただ、雑木の分については伐採しても支障ない というお話でございましたので、それについては3月中に伐採する予定になっており ますので、よろしくお願いしたいと思います。

あわせて、東側の杉の木、それにつきましては今、間伐してとてもきれいな状態になっているんですけれども、やはり杉の木の間からでは見通しが余りよくないということで、それについても地権者の方から了解いたしまして、ある程度の範囲で、皆伐というんですけれども、さっぱと切る予定になっていますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

伐採して景観をよくしてくれるということですので、ありがとうございます。 あと、もう一つ、トイレが下のほうにあるんですか。何か上のほうにあればなお公 園としてすばらしい大和町の名所になるのではないかなというふうに思うんですが、 トイレの設置についてはいかがでしょう。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

トイレの場所だけでなくて、あそこに公園を設けるという時期だったんですが、地元で地域振興協議会という組織がございまして、そこの会議の場でいろいろ今度の公園整備の内容についてご審議させていただいて、議員さんおっしゃるとおり公園の場所、位置についてもいろいろ議論いただいたんですが、下の防災センターについては地域のランドマーク的な役割を果たしている施設なものですから、どこどこの何々の組織の中で、例えば旅行するといったならばあそこの防災センターを待ち合わせ場所というような利用の仕方もなさっているので、その際、外にトイレがなくて困っているんだというお話もございましたので、最終的に下の防災センターの東側の位置に設置いたしましたので、ご理解していただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。10番伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

4点ほどお伺いいたします。

まず初めに、11ページの諸費の中で宮床地区浄化槽設置推進委員会の減額補正というやつと、これとあわせて17ページの戸別合併処理浄化槽特別会計減額補正1,080万円とあるんですけれども、なぜこの合併浄化槽が進まないのか、この辺をお伺いしますし、これからどういう方向性で浄化槽を進めていくのか、お聞きいたします。

あとは、14ページの民生費で2項4目障害者福祉費ということで難聴児補聴器購入 費助成事業とありますけれども60万4,000円減額なっているんですけれども、これは どのぐらいの助成をしているのか。また、これに対応する、今回対応した子供の人数 をわかれば教えていただきたいと思います。

続きまして、19ページです。土木費の道路維持費ということで、これも先ほどから何回も出ていますけれども、今回は本当に何十年ぶりという大雪でなったわけですけれども、やはり1つは、震災のときには震度4だか3のときには職員が皆集まるというような方向性で災害本部立ち上げるわけなんですけれども、今回も何センチ以上、災害本部というような形で立ち上げるべきでなかったのかなと私は思います。

また、2点目として、先ほど浅野議員からも言われましたけれども、やはり捨て場の確保というのを明確にしていかないとどうしてもいけないのかなということで、これは災害もあわせてですけれども捨て場の確保というのを明確に、こことここは捨て場なんだということを明確に決めるべきだと思います。

また、今回町道の除雪とありますけれども、我が町はどうしても間口が長くて2間、3間とかと道路が細くて、農道であってもその自宅に入っていけないというような状況が多々見られます。そういう部分で、町道だけなく農道でも何間以上とかという除雪方法をもう一回見直すべきでないかなと思うんですけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

また、先日まほろばホールでイベントがあったんですけれども、駐車場、とめようとしたら駐車施設がないんです。雪が片側に全部寄せられて、また庁舎も同じなんですけれども、全部片側に寄せられて駐車場に入れないという、満杯になったときに。やはりこの辺、捨て場というのが必要ではないかなと思うので、この辺をお伺いいたします。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、事項別明細書11ページの諸費の負担金補助金の52万1,000円の減額でございます。こちらのほうにつきましては、宮床財産区のほうから一般会計のほうに繰り入れをいただきまして、それで諸費でもって浄化槽を設置した際には補助金を交付するというような形での助成の内容でございます。平成24年度、25年度ともこういった助成措置で対応をしておったところでございますけれども、実績としてこういったものがなかったというふうなことで、今回減額をお願いするものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

17ページ、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金、減額の1,080万7,000円という ふうなご質問でございますが、この減額につきましては、一般会計から戸別合併処理 浄化槽に繰り入れてもらうものとして当初予算措置したものでございますが、精算に おきまして繰越金、歳出見合いで歳入について調整を図ったものでありますが、一般 会計からの繰り入れについては減額をし、前年度からの繰越金、これでもってその部分を補うというふうなことでの、戸別合併処理浄化槽特別会計の中での歳入を調整し このような内容といたしたものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 (三浦伸博君)

それでは、3款1項4目障害者福祉の難聴児補聴器購入費助成事業についてお答えをさせていただきます。

このことにつきましては、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴

児に対しまして補聴器等を購入した場合等におきまして助成をするものでございます。 どれくらいの助成かということでございますけれども、今年度14万6,000円の助成 をさせていただいておるところでございます。対応した子供さんの数につきましては 2名でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

非常時の配備体制についてのご質問でございました。それにつきましては、今回の 大雪については、現在の計画には明確な基準は大雪についてはないところでございま す。ただ、今回のような大雪が降るということがございましたので、今回のことを反 省点としまして、現在地域防災計画を見直しかけておりますので、その点についても 検討してまいりたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

それでは、先ほどの伊藤議員さんのご質問にご回答申し上げたいと思います。

除雪の基準というか、町道は今除雪対応しているんですが、やはりお話のとおりかなり間口の長い路線とか、あとそれから農道、それから赤線とかそういうところに民家が何軒か張りついている場合も除雪をやってもらうような基準を設けたらどうかというお話だったと思うんですが、今のところ町道だけということでうちのほうの課で対応させていただいているんですが、確かに今回の雪は記録的な降雪量だったものですから、そういう苦情も何件かございまして、今の基準、町道が最優先なものですから、例えばそういう基準を設けたとすれば、赤線よりも町道のほうが優先でないかというような意見も出ることもあるかと思うんですけれども、その辺の基準というのはなかなか、ここからここはやりますからということでお話し申し上げることがここでできるならいいんですけれども、今現在、町道以外の農道、それから赤線の部分の除雪関係については、申しわけございませんが、検討はさせていただきますけれども、

今ここではっきりとご回答申し上げられないということでご理解していただきたいと 思います。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 (浅井 茂君)

ただいまの伊藤議員の質問、農道の関係の除雪関係も考えてはどうかというようなことでございましたけれども、一応157路線ございます、農道につきましては。ですから、その農道のやはり先に数戸の農家があって、今回のような大雪の際に立ち往生というか、そういった部分があるやもしれませんので、今後はやはりこういった部分どのようにしたらいいか、いろいろ都市建設課などとも町道含めての中でいろいろと考えていきたいなというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

大体わかりました。1つほろっていたんですけれども、町の有害鳥獣対策協議会ということで71万円、補助金を上げているんですけれども、この辺を詳しく説明いただければと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 (浅井 茂君)

有害鳥獣のほうでございます。やはり近年、熊ばかりでなくイノシシの出没が大分多くなってきております。そういった関係で、地区住民の方々から被害のご意見あった場合に、こちら、現地確認をさせていただいて、その対応策にいろいろと駆除関係やっているわけでございます。大和猟友会のほうにそういった出動関係をお願いしてやっておりまして、当初見ておりました予算、約30万円近くの予算で協議会のほうに助成出している金額だけでは足りませんでしたので、今回71万4,000円ほどこちらの

ほうに負担金として補正をしてございます。約100万円近くこういった有害鳥獣での 対策をやっておるところでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

有害鳥獣、そして今回の大雪に対する災害本部等をしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第10号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別 会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第10号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。 「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第11号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計 補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第11号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第12号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予 算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第35、議案第12号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とし

ます。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第13号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計補正予 算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第14、議案第13号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第14号 平成25年度大和町落合財産区特別会計補正予

議 長 (大須賀 啓君)

日程第15、議案第14号 平成25年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第15号 平成25年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第16、議案第15号 平成25年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第16号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計補 正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第17、議案第16号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題 とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第17号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予 算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第18、議案第17号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第18号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計 補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第19、議案第18号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第19号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第20、議案第19号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を 議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第20号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第21、議案第20号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。 本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第21号 平成26年度大和町一般会計予算」

日程第23「議案第22号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別 会計予算」

日程第24「議案第23号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計 予算」 日程第25「議案第24号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第26「議案第25号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第27「議案第26号 平成26年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第28「議案第27号 平成26年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第29「議案第28号 平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第30「議案第29号 平成26年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第31「議案第30号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計 予算」

日程第32「議案第31号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会 計予算」

日程第33「議案第32号 平成26年度大和町水道事業会計予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第22、議案第21号 平成26年度大和町一般会計予算から日程第33、議案第32号 平成26年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、平成26年度各種会計予算及び予算に関する説明書、厚い資料をお願いしたいと思います。

説明書の1ページをお開きいただければと思います。

議案第21号 平成26年度大和町一般会計予算でございます。

第1条につきましては歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ94億 4,400万円と定めさせていただくものでございます。

第2条におきましては債務負担行為を定めてございまして、第2表に事項、期間、 限度額を記載いたしてございます。

第3条でございますけれども、こちらは平成26年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めているものでございます。

第4条につきましては一時借入金でございまして、最高額につきましては3億円と

定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項の流用は禁じられているところでございますけれども、人件費に限りましては項の流用を認めるという 規定であります。

それでは、7ページをお願いしたいと思います。

平成26年度に起こすことができます債務負担行為を定めてございます。

1つ目は、丸古淵架橋(下部工)事業共同施行負担金でありまして、期間につきましては平成27年度中、限度額につきましては500万円でございます。

2番目につきましては、中小企業振興資金の損失補償について定めたものでございまして、期間につきましては9年間、限度額につきましては426万円でございます。

3番目につきましては、滞納管理システム借り上げでございます。期間5年間、限度額1,400万円でございます。

4番目につきましては、庁舎管理業務委託であります。この委託から最後の学校給 食調理等委託業務までの6つの件につきましては、本年4月1日から消費税8%への 対応といたしまして、既に議決いただいた分に追加としてこの金額を議決お願いする ものでございます。この庁舎管理につきましては、期間は平成27年度、限度額につき ましては消費税の増税分47万3,000円をお願いしようとするものであります。

3つ目につきましては、バスターミナル待合所等清掃及び警備委託業務でございます。期間につきましては平成27年度、限度額につきましては消費税増分の5万6,000円でございます。

6番目でございますけれども、一般廃棄物収集運搬業務等委託でございます。期間 につきましては3カ年、限度額は消費税分1,231万4,000円でございます。

7番目につきましては、大和中学校スクールバス運行業務委託、期間につきまして は平成27年度、限度額は消費税分120万円でございます。

8番目につきましては、宮床中学校スクールバス運行業務委託、期間につきまして は平成27年度、限度額は消費税分117万円でございます。

9番目につきましては、学校給食調理等業務委託、期間は平成27年度、限度額につきましては消費税分35万円でございます。

続きまして、8ページをお願いしたいと思います。

平成26年度に起こすことができます地方債の内訳でございますけれども、無線放送施設整備事業といたしまして7,330万円、災害援護資金貸付基金といたしまして1,020万円、水道会計出資金といたしまして6,680万円、公立学校施設整備事業といたしま

して8,910万円、それから国の財政対策ということで臨時財政対策債の発行で一部財源を穴埋めするというふうなものでございまして、こちらのほうは4億円を見込んでいるものでございます。合計で6億3,940万円といたしてございます。

11ページをお願いしたいと思います。

一般会計の歳入でございます。

まず、町税でございますけれども、町税につきましては、当初段階での年間見込み額につきまして計上させていただいたものでございまして、町民税の個人の部分につきましては約7,400万円の増加、法人部分につきましても約500万円の増加と見込んでいるものでございます。固定資産税につきましては、誘致企業に対しましての減免措置等がございますけれども、家屋、償却資産等の伸びを見込みまして約7,400万円の増加を見込んでいるものでございます。

続きまして、12ページでございます。

こちらのほうにつきましては、国有資産等所在市町村交付金でございますけれども、 公共団体が所有しております行政執行に用いていない部分につきまして、固定資産税 率と同率の1.4%での交付があるものでございまして、対象資産ごとに起債をいたし てございます。

続きまして、軽自動車でございますけれども、こちらは約5%の伸びを見まして 5,400万円余りの計上といたしたものでございます。

13ページでございますけれども、町たばこ税につきましては2億3,400万円の計上をいたしたものでございます。

1款6項1目の都市計画税につきましては税率0.2%でございますけれども、固定 資産税との関連から1,400万円ほどの増加となっているものであります。なお、この 都市計画税と前項記載の入湯税におきましては目的税でございますので、その使途を 周知説明する必要がございますので、若干資料を持ちまして説明をさせていただけれ ばと思います。

財政課資料の議案第21号関係資料(一般会計当初予算)財政課という資料をごらんいただければと思います。

こちらのほうの1ページのほうに記載してございます。こちらのほうにつきましては、平成26年度、大和町で見込みます都市計画税につきましては2億570万3,000円というふうなことでございます。これにつきましては、平成26年度実施の5事業にそれぞれ充当を考えているものであります。この5事業につきましては、コミュニティ施設整備事業、それから公園整備事業、教育施設整備事業、下水道事業特別会計繰出金、

それから公債費としての都市計画事業分というようなことで、それぞれの金額、5つの分、7億9,460万5,000円ございますけれども、この事業にそれぞれ充当を見込みまして、充当割合につきましては25.9%というような形で対応をいたそうとするものであります。

続きまして、入湯税でございますけれども、こちらのほうにつきましては平成26年度見込みます金額につきましては28万円となってございまして、この入湯税充当事業につきましては、大和町観光物産協会への補助金213万5,000円というふうなものに見込ませていただこうとするものでございます。事業に対する充当割合につきましては13.1%というような形になっているものでございます。

以上が都市計画税の充当に対しますご説明であります。

それから、この資料には2ページ目としまして地方交付税の推移というようなことでこの推移をあらわしているもの、それから3ページにつきましては地方債の償還計画というようなことで年次別のものをグラフにしたもの、それから次の4ページにつきましては町の基金の状況でございますけれども、普通会計に属する基金につきましては4ページ、それからこれ以外の、普通会計以外のものというようなことで、国保とかあるいは財産区とかそういったものにつきまして5ページに記載をしてございます。それから、6ページにつきましては、平成26年度の一般会計の款別、それから節別の集計というようなことで資料を添付してございますので、後ほどご参照いただければと思うところでございます。

それでは、再度先ほどの資料13ページにお戻りをいただければと思います。

13ページでございますけれども、2款地方譲与税から15ページまでの9款の国有提供施設等所在市町村交付金につきましては、国の総体的な予算編成の見込みあるいは平成25年度実績見込みでの予算計上でございます。

なお、14ページの6款1項地方消費税交付金につきましては、4月から増税となりますので1億2,000万円余りの増加を見込ませていただいているものでございます。

続きまして、15ページでございますけれども、10款1項地方特例交付金につきましては、国の制度等に改正があった場合の地方の負担をある程度カバーするというような制度でございまして、不確定な要素がございますけれども240万円ほどの減額で見込みを立てているところであります。

11款地方交付税につきましては、普通交付税で13億2,760万円、特別交付税で1億7,000万円というようなことでの見込みで減額で計上を今回しているものでございます。

12款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度同額の440万円といたしているところでございます。

16ページでありますけれども、13款1項1目民生費分担金2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んだものであります。

2項1目民生費負担金1節老人措置費につきましては、特養施設への措置部分、2 節保育所運営費につきましてはもみじケ丘保育所、菜の花保育園、すぎのこ保育園、 3施設の使用料、保護者負担部分の計上でございます。

14款 1 項使用料につきましては、町施設におきまして条例規定によります使用料収入を記載いたしてございます。全体といたしまして、17ページ中段でございますけれども141万円ほどの減額でもっての計上となっているものでございます。

14款2項手数料につきましては、各種手数料の収入見込み額につきまして計上したものでございます。

続きまして、18ページでございますけれども、上段の手数料合計は4,640万9,000円 となっているところでございます。

15款国庫支出金の1項1目1節保険基盤安定負担金につきましては国保会計に繰り出しとして支出するもの、2節の障害者援護費負担金につきましては1億7,600万円を見込むもの、3節につきましては児童手当負担金でございます。4節児童福祉費の負担金につきましては、菜の花保育園、すぎのこ保育園の運営費の国負担分及び未熟児養育医療負担金であります。

2目教育費国庫負担金でございますけれども、こちらにつきましては小野小学校増築に係ります1億100万円の国庫負担金を見込もうとするものであります。

15款2項1目教育費国庫補助金につきましては、防災無線放送施設デジタル化改修事業の民生安定の防衛省所管補助金を見込むものでございます。

2目2節から5節までの臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金は、消費税増 税に対応する措置といたしましての国の補助金となってございます。

19ページ中段でございますけれども、土木費国庫補助金1節道路ストック点検事業費につきましては、町道の橋梁舗装、附属物、のり面の老朽度点検のための補助金1,870万円であります。

2節社会福祉費総合交付金につきましては、(仮称)南部コミセン等に係ります設計補助2,156万円、それから杜の丘、もみじケ丘公園整備事業補助1,589万5,000円であります。

8節特定防衛施設整備調整交付金につきましては1億2,080万3,000円を当初で見込んでいるものでございます。

20ページでございます。

15款3項委託金でございますけれども、おのおの国からの委託事業に要するものとしての計上でございます。

16款県支出金1項県負担金でございますけれども、1節保険基盤安定負担金、2節障害者援護費負担金、3節児童手当負担金、4節児童福祉費負担金につきましても国と同様の内容で負担率の違いだけとなっているものでございます。

2項県補助金につきましては、制度的なものあるいは予算補助という形で計上をさせていただいているものであります。

21ページ、最下段になりますけれども、6目市町村振興補助金につきましてはメニュー化されました県補助金でございますけれども、本年度につきましては10の事業で400万2,000円を見込んでございます。

続きまして、22ページでございます。

7目緊急雇用創出事業補助金につきましては、震災対応ということで本年度4,769 万円を計上させていただいてございます。

16款3項県の委託金につきましては、それぞれ県からの委託内容に伴いまして計上いたしたものでございます。

1目2節につきましては、県税取扱費で3,150万円を前年度同様に見込んでございます。

3目3節社会教育費委託金776万6,000円につきましては、放課後子ども教室と協働 教育プラットフォーム事業の委託金を見込むものでございます。

23ページでございます。

17款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入につきましては、雇用促進住宅等の貸し付けの内容で計上いたしているものであります。

2目利子及び配当金につきましては、基金利子の計上となってございます。

17款2項1目1節の土地売払収入は科目設定でございます。

18款の寄附金につきましてもそれぞれの費目での科目設定となります。

24ページでございます。

19款1項特別会計繰入金につきましては、町内3財産区からの事務費及び事業費繰り入れと国保特別会計からの繰入金1,064万3,000円でございます。

19款2項基金繰入金でございますけれども、まず財政調整基金から1億円、まちづ

くり基金から7,000万円、東日本大震災復興基金繰入金329万8,000円であります。

25ページでございますけれども、防衛施設周辺調整交付金基金から8,500万円、学校校舎建設基金から2億円、長寿社会対策基金から1億円、それぞれ本年度事業執行のための計上となっているものでございます。

繰越金でございますけれども、前年度同様に当初想定額といたしまして3,000万円 を措置させていただこうとするものでございます。

21款1項延滞金、加算金及び過料につきましては科目設定でございます。

2項町預金利子につきましては、歳計及び歳計外現金の利子収入を見込んだもので ございます。

3項貸付金元利収入につきましては、1目は東日本大震災に係ります災害援護資金の償還金を措置するもの、2目商工費貸付金元利収入は中小企業振興資金の預託金分でございます。

26ページでございますけれども、4目受託事業収入につきましては、宮城県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託430万円でございます。本年度はバンクの大規模改修が実施されますので、使用期間につきましては7月までを想定してございまして、この委託料につきましては減額となっているものであります。

5 項雑入の主なものにつきましては、1目2節給食費納付金1億2,136万円を計上 いたしてございます。

2目1節の場外車券売場交付金につきましては、売上金の0.5%というふうな納付割になっているものでございます。

3目雑入中、県の環境事業公社から小鶴沢処理場関連事業経費といたしまして歳出 見合いの5,506万円を見込んでございます。

同じく雑入中、光ファイバーケーブル貸付料ということで、平成22年度、吉田、宮 床の一部につきまして光ファイバーケーブルでの高速通信情報網の整備を行ったとこ ろでありますけれども、設備につきましてはNTTへの貸し付け、維持管理はNTT 負担となっておりますので、平成25年度に続きまして3年目の収入を見込むものでご ざいます。

27ページでございますけれども、こちらのほうにつきましては町債でありますけれども、先ほど議案でご説明申し上げましたので記載のとおりでございます。

一般会計におきます歳入につきましては以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時06分 休 憩 午後2時15分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

それでは、28ページからの歳出についてご説明いたします。

1款1項1目議会費につきましては、議会定例会、臨時会、各常任委員会活動等の 議会運営に要する経費を計上してございます。

1節報酬につきましては、議員18名分の報酬、2節給料につきましては職員3名分の給料、3節職員手当等は職員3名分の各種手当と議員の期末手当、4節共済費につきましては職員と議員の共済組合負担金でございます。

以下、各款、科目の2節から4節までの人件費関係につきましては、所要の経費を 計上したものでございますので説明は省略させていただきます。よろしくお願いいた します。

8節報償費につきましては、議会だよりに寄稿していただいた児童生徒への謝礼代でございます。

9節旅費につきましては、会議等に出席した際の費用弁償及び各常任委員会等の研 修旅費でございます。

10節交際費につきましては議長交際費でありまして、前年度と同額を計上してございます。

11節需用費につきましては、議会だよりを年4回発行する印刷製本費等でございます。

12節役務費につきましては、会議通知等の郵送代でございます。

13節委託料につきましては、本会議などの会議録作成に要する経費を計上しております。

14節使用料及び賃借料でございますが、常任委員会視察研修の際の車借上料及び有料道路通行代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会基地協議会及び町村議会議長会等への負担金並びに政務活動費を計上したものでございます。

次に、2款総務費に入りまして1項1目一般管理費につきましては、一般管理費の ほか職員厚生費、職員研修費及び公用車管理等に要する経費を計上したものでござい ます。

1節報酬につきましては、区長61名分、産業医1名などに要する報酬でございます。 30ページに入りまして8節報償費でございますが、顧問弁護士への報償金のほか退 任される区長への記念品代等に要する経費を計上してございます。

9節旅費につきましては、職員の研修旅費、区長の費用弁償、町長の企業誘致活動 等に要する旅費等を計上したものでございます。

10節は町長交際費で前年度同額を計上しております。

11節需用費につきましては、事務用消耗品代、コピー代、新聞講読料代、図書等の 購入代、公用車の燃料代等でございます。

12節役務費につきましては、携帯電話の通話料、公用車の損害保険料等に要する経費でございます。

13節委託料につきましては、職員の健康診断に係る各種検診委託料のほか、区長配達業務委託料及び県公平委員会事務委託料などでございます。

14節使用料につきましては、現行日本法規のCD-ROM使用料及び有料道路通行料等でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、黒川地域行政事務組合の管理運営費及び宮城黒川地方町村会等への負担金、また補助金は区長会への補助金というものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、権限移譲事務交付金の平成25年度実績によります返還金を計上したものでございます。

次に、2目文書広報費でございます。文書管理、広報広聴等に要する経費を計上してございます。

1 節報酬につきましては、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員それぞれ 4 名分の報酬でございます。

8節報償費は、広報モニターへの謝礼としての図書カード購入代等でございます。

9節旅費につきましては、職員の研修旅費及び情報公開審査会等の開催に伴う委員

の費用弁償を計上してございます。

11節需用費につきましては、広報たいわの印刷代、例規集のデータ更新料及び追録 代等でございます。

12節役務費につきましては、郵便後納料金、電話料金及びインターネット接続利用料等でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機、ファクシミリ及び例規システムの 機械借上料などでございます。

18節につきましては、各種行事の撮影及び現在KHB東日本放送で主催しております「ふるさとCMコンテスト」ですか、これを職員で制作する際に使用するビデオカメラを購入するものでございます。

19節につきましては、日本広報協会への負担金でございます。 以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

3目財政管理費でございます。こちらにつきましては、財政事務に要する経費の計上となってございます。

8節報償費につきましては、入札監視委員会、5名で2回開催の予定でございます。 11節需用費につきましては、図書代、コピー等の消耗品、それから予算・決算時の 成果書の印刷経費を計上いたしてございます。

32ページになりますけれども、25節の積立金につきましては、おのおの所有してございます基金の利子の積み立てを自治法241条の規定により計上したものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

会計管理者兼会計課長藤原敏明君。

会計管理者兼会計課長 (藤原敏明君)

続きまして、4目会計管理費でございます。会計一般管理費としまして、会計事務

に要する経費を計上してございます。

11節需用費の主なものとしましては、消耗品はコピー料金、伝票用紙の購入に要する費用など、印刷製本費につきましては、決算書作成、請求書用紙や名入り封筒など作成に要する費用でございます。

次に、12節役務費につきましては、通信運搬費として電話料金を、また手数料といたしまして公金口座取扱手数料などを計上してございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

5目財産管理でございます。吉岡コミュニティセンター管理費、吉田コミュニティセンター管理費、鶴巣防災センター管理費、公用車管理費、普通財産管理費、庁舎管理費の計上であります。

7節賃金につきましては、吉田コミュニティセンターの事務補助員、鶴巣防災センターの巡視員等の賃金であります。

11節需用費につきましては、公用車並びに庁舎関係の消耗品、燃料費につきましては財政課で管理しております公用車の共用車分の燃料費、光熱水費につきましては、 庁舎と3施設の電気料並びに上下水道料の計上となってございます。修繕料につきましては、公用車、庁舎や施設の修繕料を計上いたしているものでございます。

12節役務費の通信運搬費につきましては役場全体と各施設の電話料、手数料につきましてはタイヤ交換費用ほかを計上しているものでございます。火災保険料につきましては庁舎及び各施設の火災保険料、自動車損害保険料につきましては公用車、共用車分の自賠責・任意保険の計上となってございます。

33ページになりますけれども、13節委託料の部分につきましては、役場庁舎の管理業務や児童館跡地、大平児童館、報恩寺児童館の跡地の管理業務を地域にお願いをいたしておりますので、その部分の町有地の刈り払い、3施設の管理委託業務、それから役場敷地内の植栽剪定等につきましての計上をいたしてございます。

なお、この委託料につきましては、別冊の財政課の資料でございます平成26年度予算に関する説明書のうち委託料の内訳といたしまして全ての委託料の明細を記載してございますので、後ほどご参照していただければと思うところでございます。

14節土地使用料につきましては、NTT施設の借上料部分等について計上したものでございます。車借上料につきましては、公用自動車のリース代、それからテレビ聴取料につきましては、役場庁舎等にございます18台分の聴取料となってございます。

15節工事請負費につきましては、現在公用車の大部分につきましては常時雨ざらしの状態となってございますけれども、冬期間は雪や霜での窓ガラス等の凍結によりまして朝等相当苦労いたしてございますけれども、こうした対応あるいは車の保存対応のため、現在の車庫棟の北側に簡易ガレージ設置の事業費をお願いするものでございます。面積につきましては約206.31平米、公用車26台ほどの収納を見込むものでございまして、鉄骨づくりの1階建てというような形で考えているものでございます。

18節備品購入費につきましては、庁舎外部監視カメラ3台及び庁用備品費95万4,000円の計上となっているものでございます。

19節負担金につきましては、記載3団体への負担金となっております。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮床財産区の基金運用といたしまして 役場庁舎の用地取得の際、それからリサーチパークの代替地の取得の際の費用につい て、おのおの定められた内容での元金の繰り入れ部分を措置したものでございます。 あわせまして、利子部分につきましても協定の利率によりまして残金に乗じまして算 出した経費となっているものでございます。

27節公課費につきましては、車検となります8台分の計上を行っているものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

続きまして、6目企画費でございます。企画費は、企画管理費、防衛施設周辺整備 対策費、地域活性化事業費、町民バス運行事業費に要する費用でございます。

8節報償費につきましては、杜の丘2号公園、3号公園の整備に当たりまして住民 組織によりますワークショップ形式での基本計画の検討を行うものでございまして、 委員及びアドバイザーへの謝金及び町民バスの新たな運行方式としてデマンド交通を 視野に入れた検討委員会を組織しておりまして、委員への謝金及び地域公共交通会議 委員への謝金でございます。 11節需用費でございますが、各事業のコピー代、消耗品代等のほか、会議のお茶代、町民バス4台分の修理費及び町民バスタイヤの購入代でございます。

12節役務費につきましては、第4次総合計画の中間年次でございます平成27年度を迎えますことから、平成26年度中に見直し業務を行うに当たりまして住民アンケートを予定しておりますことから、調査票の回収のための郵便料金とテレビ共同受信施設の火災保険料、町民バス4台分の車検手数料並びに自賠責保険料でございます。

13節委託料につきましては、光ファイバー網の保守契約の委託料、杜の丘公園整備に当たってのワークショップに伴います基本計画の策定費、(仮称)南部コミュニティセンターの基本設計、実施設計の委託料、第4次総合計画中間見直し策定業務委託料、町民バス運行業務委託料、デマンド交通システム導入に当たっての運行計画策定業務委託料でございます。

34ページをお願いいたします。

14節使用料につきましては、杜の丘公園ワークショップの会場借上料、光ファイバー網の電柱共架料、町民バス緊急時対応の代車の借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、テレビ共同受信施設で共架しております電柱の移設工事があった場合への工事費の対応でございます。

19節負担金及び交付金につきましては、仙台広域行政推進協議会ほか11団体への負担金及びまちづくり活動推進会ほか3団体への補助金でございます。

25節積立金につきましては、防衛施設周辺整備調整交付金の基金への積立金及びその利子でございまして、平成26年度につきましては子ども医療費助成事業3,000万円並びに教育用コンピューター整備事業1,000万円を予定してございます。

27節公課費でございますが、町民バス4台分の自動車重量税でございます。 以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

続きまして、7目電子計算費でございます。各種電算機器及び各種システムの管理 運営に要する経費を計上したものでございます。

11節につきましては、電算関係消耗品のほか、コンピューターウイルス対策ソフトの更新料等でございます。

12節につきましては、インターネット接続料、データ通信光回線網通信料などでございます。

13節委託料につきましては、電算業務処理に伴う総合行政情報システム保守委託料、各種電算システム運用に伴います保守業務委託料でございます。

14節使用料につきましては、住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなどの情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の借上料及び税業務システムや職員用パソコンの借り上げに要する経費でございます。

19節負担金につきましては、県高度情報化推進協議会及び市町村電子申請システム共同利用負担金でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

8目の出張所費につきましてご説明いたします。もみじケ丘出張所の管理運営費を計上したものでございます。

主なものとしまして、12節役務費、これにつきましては本庁との窓口証明書のためのファクス回線の使用料、13節委託料はレジスターの点検料、14節使用料につきましてはテレビの受信料でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

続きまして、9目交通対策費でございます。これにつきましては、交通安全対策事業に要する経費を計上したものでございます。

1節につきましては、交通安全指導員28名分の報酬でございます。

9節旅費につきましては、交通安全指導員の出動手当でございまして、実績見合いで延べ1,000回分を計上しております。

11節需用費につきましては、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレ

ット代、交通安全指導員の装備用品代、新入生用の黄色い帽子購入等に要する経費でございます。

12節役務費につきましては、交通安全指導員に係る交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料などでございます。

19節負担金につきましては、町交通安全推進協議会及び郡交通安全推進連絡協議会への負担金でございます。

36ページに入りまして、次に10目の無線放送施設管理費でございます。これにつきましては、町内に設置しております防災無線放送用機器の管理運営に要する経費を計上してございます。

11節につきましては、防災無線子局の電気料及び修理代等でございます。

12節役務費につきましては、黒川消防本部との専用回線の使用料でございます。

13節は、防災無線放送機器の年間保守点検委託料でございます。

19節につきましては、電波利用料になります。

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。これにつきましては、男女共同参画推進プランに基づきます事業の推進に要する経費でございます。

1 節報酬につきましては、男女共同参画推進審議会委員10名分の報酬でございます。 9 節は、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、事務消耗品代及び啓発用パンフレットの印刷製本費等でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置した窓口の開設及び消費生活講座開催に要する経費を計上したものでございます。

7節賃金につきましては、消費生活相談員1名分の賃金でございます。

11節需用費につきましては、消費生活啓発用品購入代及び啓発用リーフレット作成 等に要する経費でございます。

14節につきましては、消費生活講座の移動研修会の際のバス借上料でございます。 19節につきましては、県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。 続きまして、13目無線放送施設整備費でございます。これにつきましては今回新たな科目設定でございまして、現在の防災行政無線、これを更新しまして新たにデジタル化した無線放送設備を設置するものでございます。設置工事につきましては、平成26年度から28年度までの3年間ですべてデジタル化に更新するものでございまして、これにつきましては、工事概要につきましては、あした、3月4日、本会議終了後で予定しております全員協議会において皆様にその概要についてはご説明させていただ

く予定としております。今回は平成26年度で整備する事業費をここに計上しておるというものでございます。

13節の委託料でございますが、委託料につきましては、設置工事に係る施工管理業務委託料でございます。

15節につきましては、防災無線放送設備設置工事でございまして、平成26年度につきましては親局1局、遠隔局1局、固定子局50局、これを整備する内容でございます。 平成26年度の事業内容も含めまして平成28年度までの3年間の事業概要につきましては、全員協議会のほうで皆様にご説明させていただきたいと思います。

次に、14目諸費でございますが、諸費の総務課所管分の予算についてご説明させて いただきます。

人権相談、行政相談及び町政功労者の表彰などに要する経費を計上しておるものでございます。

- 1節につきましては、表彰審査委員会委員6名分の報酬でございます。
- 8節報償費でございますが、人権ポスターコンクール参加賞及び町政功労表彰者への記念品代等でございます。
 - 9節旅費につきましては、表彰審査委員の費用弁償でございます。

11節需用費ですが、人権啓発用品購入代、表彰式で使用する消耗品や式次第の印刷代等でございます。

12節役務費につきましては、表彰式への案内はがき代及び全国町村会総合賠償補償保険料等でございます。

18節備品購入費でございますが、表彰式で使用する紅白幕を購入するものでございます。

19節負担金等につきましては、山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか6団体への負担金及び大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会への補助金でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

36ページ、14目諸費でございますけれども、このうち210番の財産区地域振興費が 財政課所管の分でございますのでご説明させていただきます。 14節使用料でございますけれども、こちらにつきましては宮床地区駐車場用地の借上料となっているものでございます。

それから、19節負担金及び補助金につきましては、補助金の3段目でございますけれども、七ツ森観光協会から次のページの落合児童館母親クラブまでが宮床、吉田、落合それぞれの財産区から繰り入れをいただきまして地域振興に要する経費として補助を予定しているものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

14目の諸費の231の自衛官募集事務費でございます。 3 万6,000円ほどになってございます。内訳としまして、 9 節旅費 1 万3,000円、11節需用費 1 万5,000円、12節役務費8,000円ということで、いずれも募集事務に係る経費となってございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

同じく諸費のうち都市建設課所管のものについてご説明申し上げたいと思います。 都市建設課所管につきましては、防犯灯の維持管理及び設置に要する経費を計上させていただいております。

まず、11節の需用費でございますが、光熱水費及び修繕料を計上させていただいて おりまして、平成25年度末で防犯灯の数量につきましては2,260基、維持管理に努め ているところでございます。

続きまして、15節の工事請負費につきましては、みやぎ環境交付金事業により防犯 灯の更新事業を実施しているものでございまして、既存の防犯灯の長寿命化、それか ら省エネタイプにするためにLEDの防犯灯に切りかえをするものでございまして、 平成26年度の数量につきましては、吉田地区63灯の切りかえを予定するものでござい ます。そのほか防犯灯の新設といたしまして新設17灯、これにつきましても種類につ きましてはLEDで防犯灯を設置する予定といたすものでございます。 以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長千葉良紀君。

税務課長 (千葉良紀君)

38ページ、ごらんいただきます。

2款2項徴税費についてご説明いたします。

1目税務総務費につきましては、税務事務の維持管理経費及び税務一般に要する経費を計上したものでございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、固定資産評価審査委員3名の報酬及び費用 弁償でございます。

11節需用費につきましては、参考図書、追録代、コピー代、事務消耗品代のほか納税通知書用の窓あき封筒などの印刷代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金は仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金、補助金につきましては大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

39ページになります。

2 目賦課徴収費でございますが、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税関係事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務等に要する経費を計上したものであります。

主なものでありますが、4節共済費及び7節賃金につきましては、給与支払い報告 書整理、申告相談関係の事務補助員及び収納に係る事務嘱託員の賃金及び社会保険料 でございます。

8 節報償費は、納税貯蓄組合に対する完納報償金や納税ポスター入賞者への記念品 でございます。

9節旅費につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会への参加の研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税 通知書及び徴収事務に関する督促・催告状の印刷代並びに徴収用自動車の燃料代等に 要する経費でございます。

12節役務費は、還付通知用のはがき代や口座振替手数料、土地家屋の登記事項証明 書の発行手数料等に要する経費でございます。

13節委託料につきましては、家屋評価システムの保守業務や土地分筆、合筆等の異動修正業務、不動産鑑定業務委託等に係る業務委託料を計上したものでございます。

なお、委託料の内訳につきましては、別添資料、委託料の内訳の1ページから2ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照お願いしたいと思います。

14節使用料及び賃借料は、滞納管理システムのリース料及び地方税電子申告支援サービス利用料等を計上したものでございます。

18節備品購入費は、家屋評価システム用パソコンの購入に要する経費でございます。 19節負担金、補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会等に対する負担 金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税等税額の修正、更正に係る過年度還付金及び還付加算金を計上いたしております。 以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

40ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。町民生活課窓口での各種諸証明、 手続等に要する経費でございます。

11節需用費は、各種証明書の申請書並びにコピー代、12節役務費は電話料、ファクス回線使用料、はがき代、13節委託料は戸籍情報システム副本データ抽出プログラムの保守料と戸籍総合システムの保守料、14節使用料は戸籍総合システムの借上料、19節負担金、県戸籍住基事務協議会への負担金ということになってございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

次に、2款4項選挙費の1目選挙管理委員会費でございます。

1節及び9節につきましては、選挙管理委員4名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節は、参考図書の購入代等でございます。

41ページに入りまして、2目選挙啓発費の8節報償費につきましては選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代、9節旅費につきましては選挙啓発研修会の費用弁償、14節につきましては駐車場使用料でございます。

3目農業委員会委員一般選挙執行費でございますが、これにつきましては7月19日 に任期満了となります農業委員の選挙事務に要する経費を計上したものでございます。

1節につきましては選挙管理委員投開票立会人等の報酬、3節につきましては投開票事務従事者の時間外勤務手当、9節は投開票立会人の費用弁償、11節につきましては投票所入場券の印刷代及び選挙事務に要する消耗品代等でございます。

12節役務費につきましては、投票所入場券の郵送料及び投票用紙計算機の保守点検料などでございます。

14節使用料につきましては、投票箱送致用タクシー借上料及び開票用備品の借上料でございます。

続きまして、5項統計調査費の1目統計調査費でございますが、これにつきまして は工業統計調査及び経済センサス調査などの指定統計調査等に要する費用を計上して ございます。

1節につきましては、統計調査員の報酬でございます。

3節は統計調査に係る職員の時間外勤務手当、8節につきましては調査票記入者への謝礼代でございます。

9節につきましては、統計調査員の費用弁償、11節は統計調査に要する事務消耗代 等でございます。

42ページに入りまして、12節役務費につきましては郵送料及び電話料でございます。 13節につきましては、平成27年度に実施されます国勢調査の調査区設定基本地図の 補正委託料でございます。

19節につきましては、県統計協会への負担金及び大和町統計調査員協議会への補助金でございます。

次に、6項1目監査委員費でございます。監査委員2名、事務局職員1名の人件費 及び例月出納検査、定期監査、各種会計の決算審査等に要する経費を計上してござい ます。

1節及び9節につきましては、監査委員2名分の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費は、参考図書購入代などでございます。

19節負担金につきましては、宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 (三浦伸博君)

それでは、続きまして43ページをお願いいたします。

民生費の3款1項1目社会福祉総務費でございます。

社会福祉総務費につきましては、主なものといたしまして社会福祉協議会及び民生 委員児童委員協議会、さらに生活保護、国民健康保険特別会計に係る業務等の経費で ございます。

7節賃金につきましては、セラピー広場管理作業賃金でございます。

11節は消耗品ほか、12節役務費につきましては電話料等でございます。

13節委託料につきましては、セラピー広場樹木殺虫剤散布作業の委託料でございます。

19節につきましては、大和町社会福祉協議会、大和町民生委員協議会、遺族会への補助金等でございます。

20節扶助費につきましては、災害、火災等の一時扶助等でございます。

25節積立金につきましては、長寿社会対策基金への利子の積立金でございます。 次のページをお願いいたします。

28節繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、活き生きサロン事業、さらには老人 クラブ支援、大和町シルバー人材センターへの支援、敬老会事業、高齢者生活支援事 業に要する経費でございます。

8節報償費、11節需用費の主なものといたしましては、敬老会時の記念品、アトラクション謝礼及び食糧費、事務用品、配布物印刷代等、さらには敬老会のお手伝いをいただきますボランティアの皆様への食糧費等でございます。

12節役務費につきましては介護給付費の審査支払い手数料等、13節委託料につきましては大和町シルバー人材センターでの高齢者就業機会創出事業といたしまして、営業活動、広報活動に要する費用、さらには寝具洗濯乾燥消毒サービス料等に要する費用でございまして、高齢者の生活支援事業の業務を委託するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センター連合会への負担金、さらには社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所者等への利用軽減措置としましての低所得者利用者負担対策事業費負担金等でございます。補助金としましては、となりぐみ活き生きサロン事業への補助金、さらには大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、大和町老人クラブ及び老人クラブ連合会への助成金でございます。

20節扶助費につきましては、介護用品購入費助成費用、さらには偕楽園入所者老人 保護措置費及び80歳以上の敬老者の皆様方への敬老祝い金に要する費用でございます。 28節繰出金につきましては、介護保険特別会計へ必要経費を繰り出すものでござい ます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

3 目国民年金費でございます。これは国からの委託事務であり、国民年金事務に要 する経費でございます。

11節は関係法令の追録あるいは消耗品代、12節役務費は切手代等の通信費、それからンターネットの使用料、13節委託料は年金ネットの保守料でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 (三浦伸博君)

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3

障がい者、障がい児への給付や生活支援に要する経費でございます。

8 節報償費につきましては、身体障害者、知的障害者相談員への謝礼及び障害者福祉計画推進協議会委員への謝礼並びに障害支援区分認定調査員謝礼でございます。

9節旅費につきましては、認定調査員の費用弁償でございます。

11節は事務消耗品、12節役務費につきましては主治医の意見書作成手数料及び宮城 県国保連合会への介護給付費等審査支払い手数料等でございます。

13節委託料につきましては、相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等の委託、さらには平成27年度から平成29年度までの3カ年の第4期障がい福祉計画の策定に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、障害者福祉サービスシステムの借上料でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして黒川地域行政事務組合においての障害者自立支援審査会への負担、さらには大崎市ほなみ園への知的障害児通園施設利用負担金、補助金といたしましては身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営費補助並びに自動車運転免許取得等の助成でございます。

20節扶助費につきましては、障がい者への日常生活用具、更生医療、育成医療、補 装具、難聴児補聴器に要する費用及び居宅介護やショートステイ、グループホーム等 の施設入所、施設への通所等、放課後デイサービス等障害福祉サービス費に要する費 用でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。これにつきましては、保健福祉総合センターの維持管理及び修繕に要する費用でございます。

11節需用費につきましては、センターの維持管理に要する燃料費等光熱水費及び小破修繕費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、浴場水質検査料、火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、センターの総合窓口案内、公衆浴場の管理、機械設備保守点検等の施設管理の委託料でございます。

14節につきましては放送受信料、18節備品購入費につきましてはAEDの更新費用でございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

6目後期高齢者福祉総務費であります。

19節負担金につきましては、県の後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費の負担金として支払うものです。それから、医療費給付の負担金とあわせてでございます。 28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への法定ルール内での繰り出しとなってございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 (三浦伸博君)

続きまして、7目臨時福祉給付事業費でございます。

臨時福祉給付事業費につきましては、消費税引き上げに伴い本年1月1日を基準日とし、平成26年度分市町村民税が課税されない給付対象者1人につき1万円を支給するものでございます。支給事務経費と給付金を計上いたしたものでございます。申請受け付けにつきましては、平成26年分の市町村民税が確定してからの6月下旬から6カ月間を見ておりまして、申請書の受理、審査が済み次第支給を行ってまいる予定といたしております。

3節、4節及び7節賃金につきましては、支給事務に要する人件費でございます。 11節需用費につきましては事務用品、送付等封筒の印刷費、12節役務費につきましては郵送料、銀行等への振り込み手数料等でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、給付対象見込み者につきましては 3,100人、老齢基礎年金等受給者の5,000円の加算対象者につきましては400人を見込 んでおりまして、合わせまして3,300万円の計上をいたしたものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

以上でございます。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時07分 休 憩 午後3時16分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長髙橋正春君。

子育て支援課長 (髙橋正春君)

それでは、47ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務、特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育で医療費助成事業、心身障害者医療助成、児童公園等管理、子ども虐待防止推進事業、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育で支援対策事業、今年度から教育費のほうから移りました幼稚園就園奨励費、教育振興事業の経費に係るものでございます。

1節報酬は、子ども・子育て会議委員に対する報酬でございます。

7節賃金は、あんしん子育て医療事務補助、心身医療事務費補助、児童遊園除草等 作業員賃金と生活相談嘱託員の賃金でございます。

8 節報償費は、虐待防止研修会の講師謝礼及び虐待防止連絡協議会委員の謝礼とことばの教室講師謝礼でございます。

9節旅費につきましては、虐待防止連絡協議会委員旅費、子ども・子育て会議委員 費用弁償でございます。

48ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、庶務関連に要する追録事務経費、子育で情報誌「ぽっかぽか」の印刷製本、児童公園等管理に関連します水道等光熱水費、小破修理でございます。

12節役務費につきましては、郵便料等通信費、手数料は児童公園の水道開栓手数料でございます。保険料につきましては、公用車の賠償保険でございます。

13節委託料は、乳幼児医療、未熟児医療費等審査及び支払い事務に関するもの、あ

んしん子育て医療事務、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料でございます。

18節備品購入費は、子育て支援課には児童手当、あんしん子育て医療費等の事務手続に乳児、幼児を伴う保護者が多数おいでになりますので、安心して手続ができる環境づくりといたしまして、キッズコーナーやベビーベッドを準備しようとするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て支援サークルサポート団体への補助、幼稚園教育振興費として町内にあります幼稚園に対し助成するものと、私立幼稚園に通園する町内在住の通園児に対し助成を行うものでございます。

20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療費として助成をするものでございます。

続きまして、2目の児童措置費につきましては、児童手当支給事業、ゼロ歳から15歳までの約4,400人の方に対する児童手当と新生児誕生記念祝詞に要する経費でございます。

7節賃金につきましては児童手当支給事務補助員の賃金、11節、12節につきまして は事務処理に要する経費でございます。

20節扶助費につきましては、児童手当の支給費になります。

3目母子福祉費につきましては母子・父子家庭医療に要する経費でございまして、 11節、12節につきましては事務処理に要する経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町母子福祉会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、母子・父子家庭医療費の助成でございます。

49ページをお願いいたします。

4目保育所費につきましては、もみじケ丘保育所管理運営費と、私立保育園、菜の 花、大和すぎのこ両保育園への運営委託及び一時預かり、延長保育に係る経費でござ います。

1節報酬は、もみじケ丘保育所の嘱託医及び嘱託歯科医師に対する報酬でございます。

7節賃金は、保育士、看護師、用務員、調理員の臨時職員に係る賃金でございます。

8節報償費につきましては、もみじケ丘保育所への入所、退所の児童に対する記念 品、また運動会時の賞品等に要する経費でございます。

9節旅費につきましては、保育士の研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、教材等の消耗品費、燃料費、光熱水費及び小破修理費、

また給食の賄い材料費等でございます。

12節役務費につきましては、電話料、あとエアコン等の清掃点検、火災保険料等でございます。

50ページをお願いいたします。

13節につきましては、菜の花保育園、すぎのこ保育園への運営委託、もみじケ丘保育所管理に係る清掃業務、除草、消防設備点検及び警備業務に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、保育業務システムリース料、もみじケ丘保 育所印刷機のリース料、遠足等のバスの借上料等でございます。

15節工事請負費につきましては、旧大和保育所北側部分の解体撤去、整備に要するものでございます。

18節備品購入費につきましては、給食保管用冷蔵庫の購入を予定するものでございます。

19節負担金につきましては各種協議会、研修会に係る負担金、補助金につきましては低年齢児保育施設助成事業としまして、一定の基準を満たす認可外保育施設に対し運営経費の一部を補助するものでございます。さらに、保育対策事業促進事業といたしまして、一時預かり及び延長保育、障がい児保育に係る運営費の一部を私立保育園に補助するものでございます。

51ページになります。

5目児童館費につきましては、6児童館の管理運営に要する経費と放課後対策といたしまして児童クラブ等に要する経費について計上しております。

1節報酬につきましては、6児童館の児童館運営協議会委員の報酬になります。

7節賃金につきましては、6児童館の児童厚生員21名分、宮床、もみじケ丘児童館の用務員に対する賃金でございます。

8節報償費につきましては、各児童館の特別開館時における行事等の謝礼になっております。

9節旅費につきましては、職員研修旅費、児童館運営協議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費の主なものといたしまして、児童クラブ用消耗品、児童館施設管理に関する燃料等光熱水費、小破修繕に要する経費になってございます。

12節役務費につきましては、通信運搬費として電話料、切手代、保険料につきましては施設利用者に対する傷害保険と施設賠償責任保険でございます。

13節委託料につきましては、旧大和保育所改修実施設計委託、各児童館清掃等業務、消防施設点検等業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、遠足等児童館行事に係るバス借り上げ、清掃用レンタル料でございます。

15節工事請負費につきましては、旧大和保育所南側部分の放課後児童クラブとして利用します施設について改修工事に要するものでございます。

18節備品購入費は、落合児童館の掃除機、もみじケ丘児童館の放課後児童クラブに使用します座卓を購入したいものでございます。

19節負担金につきましては宮城県児童館連絡協議会、防火管理者協議会の負担金、補助金につきましては児童館母親クラブ、5クラブに対する補助でございます。

52ページをお願いいたします。

6目子育て世帯臨時特例給付事業につきましては、消費税の引き上げに伴う子育て世帯への消費の下支えを図ることから、児童手当の対象児童1人につき1万円を支給するものでございます。先ほど保健福祉課のほうに説明をした臨時給付金と同様の申請手続で進めたいというふうに考えております。

3節職員手当、4節共済費、7節賃金は、事務に要する人件費でございます。

11節需用費は、事務用品、送付用封筒の印刷費等を考えております。

12節役務費は、郵送料、あと銀行への振り込み手数料でございます。

19節負担金補助につきましては、児童1人当たり1万円の支給でございまして、児童3,817名分を計上したものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 (三浦伸博君)

続きまして、3款3項1目復興支援費でございます。東日本大震災によります災害 復興住宅融資利子補給補助金並びに災害援護資金の貸し付けに要するものでございま す。

19節補助金につきましては、大和町で創設いたしました災害住宅復旧費用といたしまして、借り入れを行った方への利子補給をするもので35件分でございます。

21節貸付金につきましては、国の制度で災害援護資金の貸し付けを見込んだものでございます。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務費の主なものといたしましては、母子保健、乳幼児各種健診、食育、 栄養改善、健康づくり推進、健康たいわ21推進、自殺予防対策、黒川地域行政事務 組合への負担金、水道事業への出資、繰り出し、合併浄化槽会計への繰出金等に要す るものでございます。

1節報酬につきましては、食育推進会議の委員11人分の報酬でございます。

7節賃金につきましては、乳幼児健康診査、子育てすこやか相談、訪問指導等に係る臨時の保健師、看護師、栄養士、助産師の賃金でございます。

8節報償費につきましては、保健推進員、乳幼児健診時の医師、歯科医師への謝礼、 さらには健康たいわ21推進委員、健康づくり推進協議会委員への謝礼等、さらに献 血の際の記念品代等に要する費用でございます。

9節旅費につきましては、食育推進員の費用弁償、保健師の研修の際の旅費でございます。

11節需用費につきましては、健康づくり推進事業、母子健康手帳、乳幼児健診及び 各種健診時の消耗品並びに印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、クリーニング代、公用車の保険料等でございます。

13節委託料につきましては、休日の当番医制事業及び妊婦健診、各種乳幼児健診に要する費用でございます。

次のページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、保健推進員及びふれあい教室研修等の際のバスの借り上げ及び有料道路通行料でございます。

18節備品購入費につきましては、乳幼児健診時のスクリーンの購入費用でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして黒川病院への大和町分の負担金につきまして黒川地域行政事務組合への負担金、さらには各種医療対策委員会等への負担金でございます。補助金につきましては、保健推進員会及び食生活改善推進員会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成金でございます。

24節投資及び出資金につきましては、水道事業会計への出資金でございます。

27節公課費につきましては自動車重量税、28節繰出金につきましては水道事業会計、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診の ほか健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要する費用等でございます。

7 節賃金につきましては、各種検診、健康相談時におきます保健師、看護師、栄養 士、歯科衛生士等に要する賃金でございます。

8節報償費につきましては、予防接種被害委員会委員への謝礼、さらには健康づく りモデル事業の講師謝礼等でございます。

11節需用費につきましては、各種検診の申込書、通知書の印刷、さらには予防接種等の通知、予防接種券の印刷、インフルエンザ対策用品等代の費用でございます。

12節役務費につきましては、予防接種、各種がん検診等の通知等でございます。

13節委託料につきましては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種 法に基づく個別予防接種、感染症法に基づく結核健康診断、健康増進法に基づきます 一般的な基本健診並びに各種がん検診に要する費用でございます。

14節につきましては、がん検診研修会の際の駐車場使用料でございます。 以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝正治君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、3目環境衛生費、お願いいたします。

最初に、400環境衛生総務費の内訳をご説明いたします。

7節は賃金であります。花壇耕起管理賃金でございます。

8節報償費は、環境美化推進員の謝金でございます。

11節需用費は、防疫薬剤費、花いっぱい運動の花代、肥料代、ごみ啓発チラシ印刷 代、それから防疫機械の修繕等でございます。

12節役務費でございます。空き地の除草通知の経費でございます。

13節委託料は、不法投棄防止対策事業として実施しておりますパトロール及び撤去作業委託、臨時粗大ごみの取引のごみ運搬業務委託、春・秋町内一斉清掃時のごみ運搬業務、不法投棄ごみの処理業務の委託料となってございます。

19節補助金につきましては、環境衛生連合会並びに黒川食品衛生協会大和支部への補助金でございます。

次に、401の環境計画推進費の内訳でございます。これにつきましては、エコファ

クトリー周辺対策としまして水質検査、ダイオキシン検査、アスベストの検査を実施 しております。これらの検査機械の委託料となってございます。

次に、410の公害対策費の内訳ということでございます。11節需用費には、騒音測 定機器の点検調整検査料、13節委託料には河川水質業務委託及び環境自動車騒音の測 定業務委託になってございます。

次に、430の狂犬病予防費の内訳ということでございます。

8節報償費は、黒川保健所と共同で実施しております犬のしつけ教室の講師の謝金でございます。

11節需用費は、犬の監察シール作製、啓発グッズ、集合注射の通知印刷、または公 用車の燃料、整備費となってございます。

12節役務費は電話、公用車保険料、13節委託料は狂犬病予防集合注射の業務委託料、 14節使用料は狂犬病予防注射の会場借上料、17節公課費は公用車の重量税になってご ざいます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

3目の環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分でございます。

環境計画推進費のうちの環境審議会分と再生可能エネルギー等の導入事業費でございます。

- 1節の報酬につきましては、環境審議会委員8名の報酬でございます。
- 9節旅費のうち費用弁償2万4,000円でございますが、環境審議会委員の費用弁償でございます。
- 11節需用費のうちまちづくり政策課所管分1万1,000円分でございますが、審議会の資料作成代でございます。

13節委託料のうち1,142万7,000円でございますが、再生可能エネルギー等導入事業の平成26年度に予定しておりますひだまりの丘太陽光パネル設置の実施設計の委託料と平成27年度に予定しております鶴巣防災センター、小野小学校、宮床中学校への太陽光パネルの設置の実施設計料でございます。

15節工事請負費につきましては、ひだまりの丘への太陽光パネル設置工事請負費で

ございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

55ページ、3目環境衛生費でございますけれども、このうち402環境マネジメントシステム事務推進費76万1,000円が財政課所管分でございます。

56ページの13節委託料のうち75万1,000円でございますけれども、これにつきましては機密文書リサイクルあるいはミックスペーパー処理委託、それから一般職員EMS研修委託費となってございます。

19節負担金でございますけれども、みやぎグリーン購入ネットワークへの負担金1万円でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費でございます。これにつきましては、一般 廃棄物の処理費とごみ埋立場の維持管理でございます。

- 1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員9名の報酬でございます。
- 8節報償費は資源回収奨励金で、資源回収団体に対する1キロ当たり3円の奨励金でございます。
 - 9節旅費は、廃棄物減量等推進審議会の費用弁償でございます。

11節は、クリーンステーションの立て看板、ポール代、家庭用ごみ収集計画表、廃棄物処分券、廃棄物搬入許可申請諸等の印刷代になってございます。

57ページになります。

12節役務費は、クリーンヤードコンテナ保管庫、これの火災保険料でございます。

13節委託料、一般廃棄物収集運搬委託料、それからごみ埋立地除草業務委託料になってございます。

19節負担金につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。内訳としてですが、し尿処理経費分2,556万2,000円、ごみ処理経費分2億51万6,000円、最終処分場経費1億51万8,000円という内訳になってございます。補助金につきましては、クリーンステーション、年間15カ所整備するという補助金でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

農業委員会事務局長石垣敏行君。

農業委員会事務局長兼農林振興対策官 (石垣敏行君)

引き続き、57ページ、お願いいたします。

5款農林水産業費でございます。

1項1目農業委員会費につきましては、農業委員会の開催活動に要する経費及び後継者対策としての結婚相談活動に要する経費、それから農業者年金に関する事務に関する経費となっております。

主なものについてご説明を申し上げます。

1節報酬につきましては農業委員16名の報酬、7節賃金につきましては農業者年金 保険者並びに受給権者の台帳の整備等に要する事務補助員の賃金でございます。

8節報償費は結婚アドバイザー等への謝礼、9節旅費につきましては農業委員の費 用弁償や研修旅費でございます。

10節交際費につきましては、会長交際費でございます。

11節需用費のうち印刷製本費は、農業委員会だよりの発行に係るものでございます。 58ページ、お願いいたします。

12節役務費の手数料につきましては、登記事項証明書等のオンライン交付手数料となります。

13節委託料につきましては、農家基本台帳システムの保守点検料に係るものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員研修等のバス借上料でございます。 19節負担金につきましては宮城県農業会議ほか4団体への負担金、補助金につきま しては町認定農業者連絡会と農業者年金加入者協議会への助成となっております。 以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

58ページ、2目農業総務費でございます。このうち財政課所管分につきましては、 基幹集落センター等管理費、それから町民研修センター管理費であります。これにつ きましては、宮床基幹集落センター、町民研修センター、吉田ふるさとセンター、落 合ふるさとセンターの4施設の管理費に要します経費を計上してございます。

主なものでございますけれども、7節賃金につきましては宮床基幹集落センター等の作業員、清掃員の賃金、11節需用費につきましては各施設の燃料費と光熱水費のほか、修繕料としましては施設の小破修繕等に要します経費の計上でございます。

59ページ、12節役務費につきましては、通信費あるいは施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民研修センターの窓口業務、清掃業務、巡視業務、落合ふるさとセンターの管理業務及び各施設の防火施設等の保守点検業務の委託料でございます。

15節につきましては、吉田ふるさとセンターの北側屋根につきまして、強風で一部 破損しているところがございますけれども、ここの改修工事の費用を見込もうとする ものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 (浅井 茂君)

同じく2目の農業総務費の産業振興課分につきましてでございます。

農業総務費ということで、宮床ふれあい農園と公用車の管理に要するものでございまして、11節需用費につきましては、ふれあい農園、水道、電気代、公用車燃料代、 修理代等でございます。

12節役務費につきましては、ふれあい農園の管理棟建物共済、公用車の自動車損害 共済に要するものでございます。

13節委託料につきましては、ふれあい農園の管理委託及び浄化槽維持管理清掃委託

料に要するものでございます。

19節負担金につきましては、県農業公社、鳴瀬川水系さけ、ます増殖組合への負担金でございます。

続きまして、59ページの3目農業振興費でございます。

農業の振興、農地・水保全管理支払交付金事業、中山間地域振興事業、有害鳥獣対 策事業等に要する経費として計上してございます。

1節報酬につきましては、農業振興地域整備促進協議会委員18名分の報酬でございます。

- 8節報償費につきましては、農業経営改善相談支援チーム員報酬でございます。
- 9節旅費につきましては、認定農業者等の研修旅費等でございます。

11節需用費につきましては、イノシシ捕獲用トラップと熊・イノシシ威嚇用爆竹のほか事務用消耗品等でございます。

19節につきましては、農地・水保全管理支払交付金事業費負担金、有害鳥獣被害対策協議会負担金ほか3団体に対する負担金でございます。補助金につきましてでございます。黒川地域農作物病害虫防除推進協議会が実施するいもち病、カメムシ予防に要する共同防除に対する助成、農地環境保全のための野草駆除に係る助成のほか、農作物生産農家が産直生産に向けて導入をされるリースハウス事業者に対しての助成、また産地育成対策事業として曲がりネギ用の機械購入者に対しての助成のほか、たいわ産業まつり実行委員会への助成でございます。このほか中山間地域指定の難波地区と金取北地区の一部地域が取り組む農用地域保全事業に係る中山間地域等直接支払交付金や農業経営基盤強化資金、新規就農者促進対策資金の制度資金利用者に対する利子補給でございます。

4目畜産業費でございます。

畜産事業の振興に係るものでございまして、19節の負担金につきましては、県畜産協会及び町の畜産振興協議会への負担金でございます。補助金といたしましては、町の肉用牛素牛保留促進特別事業として、町内の子牛1頭、肥育牛とするための牛でございますけれども、1頭につき2万円の助成をしようとするものでございます。及び繁殖牛子牛の事故共済事業として流産死や死後死亡、奇形等に対する共助金ということで助成をするものでございます。

5目農地費につきましてでございます。こちらのほうにつきましては、農地総務関係、県営土地改良推進事業会計並びに農業集落排水事業費関係に要する経費でございまして、7節賃金につきましては、もみじケ丘のため池周辺の除草に係る賃金のほか

農業用施設維持管理に要する作業賃金でございます。

11節需用費の光熱水費につきましては、舞野大橋街路灯電気代でございます。修繕費は、もみじケ丘内にありますもみじケ丘ため池管理橋の修繕、それから落合の相川のほうにあります蓬沢ため池排水ゲート修繕のほか農業用施設の急破修繕に要するものでございます。

12節役務費につきましては、農業用施設のため池232カ所、堰10カ所、水路5カ所、合計合わせまして247カ所の賠償責任保険料でございます。

13節委託料につきましては、杜の丘調整池管理業務委託料のほか大角地区の大堤ため池整備事業詳細設計業務委託料に係るものでございます。

14節使用料につきましては、労務・資材単価の著作権使用料でございます。

16節原材料費につきましては、農業管理補修用砕石等の原材料費でございます。

19節負担金でございますが、これまで改修がなされてきました八志田堰用水路の今後5年間の機能維持に係る機能診断保全計画策定業務負担金のほか、吉田川流域溜池大和町外2市4ケ町村組合、牛野ダム管理組合、県土地改良事業団体連合会等への負担金でございます。補助金といたしましては、三ケ内、檜和田、西川、大平の4カ所の排水機場の洪水調整に対します一部助成のほか、檜和田揚水機場維持管理適正化事業に対します一部助成でございます。

28節繰出金でございますが、こちらにつきましては農業集落排水事業特別会計への繰り出しをするものでございます。

6目水田農業対策費でございます。水田農業推進に要する費用でございまして、経 営所得安定対策の推進、転作への助成、人・農地プランでの農地利用地図作成に要す る経費等を計上しておりまして、主なものとしまして、7節賃金は転作事務に係る事 務補助員賃金のほか、転作等の現地確認調査立会人の賃金でございます。

62ページをお願いいたします。

- 8節報償費につきましては、水田農業先進地視察での講師謝礼等でございます。
- 9節旅費につきましては、転作視察研修会の旅費でございます。
- 11節需用費中の消耗品につきましては、補助対象のコピー代等でございます。印刷 製本費につきましては、人・農地プラン農用地図印刷代でございます。

12節役務費の手数料につきましては、水田台帳システムの保守料でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、先進地視察時のバス借上料でございます。

19節の補助金でございますが、水田農業構造改革対策推進費につきましては大和町水田農業推進協議会に対する助成のほか、水田農業ビジョン推進事業として生産調整

達成のため各集落の転作組合への事務費補助並びに水稲直播栽培に取り組まれる生産 組織への助成でございます。また、水田営農条件整備事業費につきましては、生産組 織が転作用の機械等の購入に対し一部を補助するものでございます。

5款2項林業費1目林業振興費でございますが、これにつきましては林業の振興、 森林の整備、病害虫の防除等に係る経費でございます。

7節賃金につきましては、林道補修の作業賃金でございます。

63ページ、13節委託料につきましては、森林管理巡視業務のほか、林道除草作業、 蛇石せせらぎの森広場及び遊歩道の維持管理業務、森林病害虫等防除業務の委託に要 するものでございます。

19節負担金につきましては、県林業振興協会ほか6団体に係るもの、補助金の林業 地域振興事業費は大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は宮床生 産森林組合と吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成でございます。民有林育 成対策推進事業費につきましては、森林組合が民有林の整備事業を実施した際に県の 補助に対して上乗せ補助をいたすものでございます。

6款商工費1項商工費1目商工総務費につきまして、これにつきましては商工関連 部門の一般管理費でございます。

2目商工振興費でございます。これにつきましては、商業、工業の振興、企業誘致 活動に係る経費でございます。

8節報償費につきましては、企業等懇話会の際の講師謝金というようなことでございます。

9節旅費につきましては、企業訪問に係る職員の旅費のほか、東京、名古屋で開催 の企業立地セミナーの参加旅費でございます。

11節需用費でございますが、消耗品費につきましては、企業訪問の際のお土産代や 新規立地企業の起工式、竣工式での祝い品等でございます。食糧費については、企業 等連絡懇話会の際の食糧費でございます。

64ページをお願いいたします。

印刷製本費につきましては、企業立地ガイドの作成代等でございます。修繕費につきましては、企業案内看板等の修繕代でございます。

12節役務費でございます。リサーチパーク西地区に係る分譲の新聞広告代を計上してございます。

14節の使用料につきましては、企業訪問時の高速代でございます。

19節の負担金でございますが、町中小企業振興資金の保証料のほか、仙台北部中核

都市建設連絡協議会と仙台都市圏職業訓練協会への負担金でございます。補助金につきましては、くろかわ商工会活動助成、くろかわ商工会割増商品券発行事業、町中小企業振興資金の利子補給でございます。さらに、昨年まで操業開始いたしました新規立地企業9社への企業立地奨励金と1社への用地取得奨励金に要するものでございます。

21節貸付金につきましては、町中小企業振興資金の原資として取次銀行に預託として要するものでございます。

22節の補償金につきましては、町中小企業振興資金損失補償料に係るもので、預託金の10%を計上いたしております。

続きまして、3目観光費でございます。

本町の一大イベントとなりましたまほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会主催の大和まるごとフェアの開催を初めとする各種イベント事業に対する助成及び観光施設の適正な維持管理を図るための経費など、本町の観光振興対策の推進に要する経費として計上してございます。

7節賃金につきましては、船形登山道、升沢・七ツ森遊歩道、旗坂野営場の除草及 び旗坂野営場と升沢避難小屋の管理人に対する賃金でございます。

11節需用費でございますが、イベント開催に係る消耗品代等のほか、ふれあいの里 バンガローの階段修繕及びバンガローの屋根塗装の修繕に要するものでございます。 65ページ、お願いいたします。

12節役務費につきましては、旗坂野営場の水質検査料及び各観光施設10施設の火災保険料、山形県の尾花沢花笠パレード参加者の保険料、公用自動車損害保険料でございます。

13節委託料につきましては、七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ公園の4施設に係る指定管理委託費のほか、13カ所に係る公園管理の委託料でございます。このほか、観光パンフ作成業務委託、旗坂野営場及び給水施設維持管理委託業務に係るものでございます。

14節の使用料及び賃借料でございますが、山形県尾花沢で開催されます花笠まつりと岩手県花巻市で行われます石鳥谷夏まつりへの交流参加の際のバス借り上げに要する費用でございます。

19節の負担金につきましては、みやぎまるごとフェスティバル出展、南川ダム湖畔花まつり実行委員会、伊達な旅キャンペーンなどへの負担金でございます。補助金につきましては、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会及び島田飴まつり

実行委員会、まほろばまつり実行委員会への助成でございます。 以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

それでは、7款土木費1項1目土木総務費でありますが、用地対策事務及び各種協議会等の負担金に要するものでございます。

66ページをごらんになっていただきたいと思います。

11節需用費でございますが、法令の追録代及び図書の購入代並びに境界ぐいの購入、 それから収入印紙等の購入代でございます。

12節役務費につきましては、登記事項証明の発行手数料、それから携帯電話3台分の使用料を計上したものでございます。

13節委託料につきましては、国土調査の際の誤りの訂正の用地地積測量図の作成に係るものをお願いするものでございます。

続きまして、14節使用料でございますが、仙台法務局用務の際の駐車場の使用料並 びに建設物価の著作権の使用料に要するものでございます。

それから、16節原材料費でございますが、これにつきましては境界ぐい、プラスチック製のやつなんですが、そういうものの購入費に充てるものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては県道路協会ほか13 団体への負担金となっておるものでございます。

続きまして、67ページをごらんになっていただきたいと思います。

7款2項1目の道路維持費でございます。これにつきましては、道路、側溝、それから舗装の修繕に要するもの並びに街路樹の剪定や除草、それから道路維持作業車の管理等町道の維持管理及び街路灯並びにバスターミナルの管理に要する費用を計上したものでございます。

7節賃金につきましては、山間部の町道の除草の委託分並びに街路樹の剪定作業、 路肩の補修に係る作業員の賃金を計上させていただいたものでございます。

それから、11節の需用費でございます。まず、消耗品でございますが、これにつきましては土のう袋、それから除草剤、それから道路維持作業の資材のほかにグレーダー、ショベル、3トン半のダンプの公用車の消耗品を計上させていただいたものでご

ざいます。燃料費につきましては、道路維持管理車両のガソリン代等でございます。 光熱水費につきましては、街路灯及びバスターミナルの電気、それから上下水道代を 計上したものでございます。修繕料につきましては、公用車両の車検、それから修理 費、街路灯の修理費を計上させていただいたものでございます。

12節役務費につきましては、車検時の印紙代、それから都市建設課所管の車両の自動車損害保険料を計上したものでございます。

続いて、13節の委託料でございますが、これにつきましては植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務、堆積土砂の撤去業務、バスターミナルの待合所等の清掃並びに警備に要するものでございます。

続きまして、14節使用料でございますが、これにつきましては町道の升沢線ほか3 路線の土地の借上料を計上したものでございます。

続きまして、15節工事請負費でございますが、これにつきましては町道の太田小鶴 沢線の舗装修繕、それから町道の台ケ森線ほか3路線の側溝修繕に要するものを計上 したものでございます。

16節原材料費でございますが、これにつきましては道路の維持補修に係るものということで、材料名につきましては砕石、それからアスファルトの合材、側溝のふたの原材料費を計上させていただいたものでございます。

それから、27節公課費でございますが、これにつきましては3トン半ダンプの自動 車重量税を計上したものでございます。

続きまして、2目の道路新設改良費になります。これにつきましては、国交省の補助事業費、それから防衛省の補助事業、町単独の事業に要するものを計上したものでございます。

68ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

まず、11節の需用費でございますが、これにつきましてはコピー代及び積算資料の 図書購入代、その他一般事務用品を計上させていただいたものでございます。印刷製 本費につきましては、補助事業申請時の図面作成等に要するものでございます。

続いて、12節役務費でございますが、これにつきましては防衛事業に係ります町道 の桧木上舞野線の不動産鑑定並びに分筆に係るものに計上させていただいたものでご ざいます。

それから、14節の使用料及び賃借料につきましては、土木積算システムの機械の借 上料を計上させていただいております。

続きまして、15節の工事請負費でございますが、これにつきましては防衛事業の町

道の柿ノ木線、それから町道の高田線、これにつきましては、2路線につきましては 継続事業で実施するものを計上したものと、平成26年新たに工事が町道の台ケ森線を 舗装改良を実施する予定でございます。そのほか単独費といたしまして、路線名が大 崎大平線の道路改良工事を行うものもこの中に含まれるものでございます。

続いて、17節の公有財産購入費でございます。これにつきましては、桧木上舞野線 の道路用地の購入に要するものでございます。

19節の負担金でございますが、これにつきましては国交省で行っております桧木上舞野線に係る橋梁名が丸古淵、これのかけかえに伴う負担金を計上したものでございます。

22節補償でございますが、これにつきましても町道の桧木上舞野線の物件補償に要するものを計上したものでございます。

続きまして、3目の橋りょう維持費でございます。これにつきましては、樋場橋の 支障木の除去作業に要するものを地区に委託しているものでございます。

続きまして、4目の交通安全施設整備事業でございます。これにつきましては、区画線や、それからガードレールの設置等に要するものでございまして、ことしにおきましても外側線、それからガードレールの設置に伴うものということで、15節工事請負費400万円を計上しておりまして、そのほか16節の原材料につきましては、補修用のカーブミラー、それからデリネーター等を購入する費用を計上させていただいているものでございます。

続きまして、7款3項1目の河川費でございます。これにつきましては、吉田川ほか6河川の河川敷等の維持管理に要するものでございまして、まず7節賃金でございますが、これにつきましては河川の支障木等の撤去作業の作業人夫賃並びに三峯防災池の除草作業の人夫賃を計上させていただいたものでございます。

11節需用費につきましては、西川左岸の樵樋管の電気料を計上させていただいたものでございます。

12節役務費でございますが、準用河川の小西川の河川工事に伴い用地買収があるものですから、それの不動産鑑定と分筆登記に要するものを計上させていただいておるものでございます。

続いて、13節の委託料でございますが、これにつきましては西川の樵樋管の操作に 関するものと先ほどの小西川の河川改修に係る用地測量に要する委託料を計上させて いただいたものでございます。

続いて、15節の工事請負費につきましては、準用河川小西川の河川改修工事に要す

るものでございます。

16節原材料につきましては、オイルの吸着マットを購入する費用でございます。

17節公有財産購入費でございますが、これにつきましても小西川の用地買収に要する費用を計上させていただいております。

19節負担金でございますが、これにつきまして河川愛護会へ助成を行うものでございます。

続きまして、7款4項1目の都市計画総務費になります。説明書69ページをお開きなっていただきたいと思います。

まず、1節報酬、それから9節の旅費につきましては、都市計画審議会、3回を予 定しているものでございます。

7節賃金でございますが、これにつきましては都市下水路の側溝の清掃に要するも のでございます。

11節需用費につきましては、都市計画法令追録代と、それからカラープリンターのインク代を計上したものでございます。

19節につきましては、記載のとおり全国街路事業促進協議会、それからもう一つ財団法人の都市計画協会の2団体への負担金でございます。

続きまして、25節積立金につきましては、都市整備基金へ積立金となったものでご ざいます。

69ページ、下段、2目下水道費、これにつきましては下水道事業特別会計へ繰り出し分となっておるものでございます。

続いて、説明書70ページをお開きなっていただきたいと思います。

3目公園費になります。公園、それから緑地、緑道の維持管理業務に要するものでございまして、まず7節賃金でございますが、これにつきましてはせせらぎ水路及び給食センター前のひょうたん池前の公園の除草清掃作業に要する賃金を計上させていただいたものでございます。

それから、11節需用費につきましては、公園の遊具、ベンチ等の修繕に要するもの、 それから光熱水費につきましては南五福院公園ほか7公園の電気並びに上下水道代に 要する費用でございます。

それから、12節の役務費につきましては公園の水道の開栓に要するもの、それから 火災保険料を、トイレ、あずまや等への保険料に要するものを計上したものでござい ます。

13節の委託料につきましては、東下蔵公園ほか指定管理分の都市公園を地域振興公

社に委託する分、それから随契分として同じく地域振興公社へ委託する分、公園緑地、緑道のものを計上したものでございます。それから、地元地区へ委託するもみじケ丘 1号公園からそのほか5公園あるんですが、それもこの中に含まれているものでございます。それから、平成26年度、都市再生整備事業で杜の丘の1号、それから4号公園及びもみじケ丘の7号緑地整備に要する測量設計費もこの中に含まれるものでございます。

続きまして、15節工事請負費でございますが、これにつきまして杜の丘の5号公園の園路の整備並びに東下蔵公園の街灯の修繕工事に要するものでございまして、そのほかに都市再生整備事業といたしまして杜の丘4号公園ともみじケ丘7号緑地の整備に要するものでございます。

続きまして、19節負担金でございますが、これにつきましては日本公園緑地協会への負担金でございます。

続きまして、70ページ中段付近でございます。 7 款 5 項 1 目の住宅管理費になります。

住宅管理費につきましては、木造一戸建て住宅、現在55戸、それからアパート7棟で戸数にいたしますと140戸、合計で195戸を維持管理しているわけでございますが、平成26年度、まず7節につきましての賃金でございますが、これにつきましては解体跡地の除草業務等に要する人夫賃を計上させていただいたものでございます。

それから、11節の需用費につきましては、修繕料といたしまして雨漏りの修繕、それから結露による内装並びにクロスの修繕、それから排水管の詰まりによります高圧 洗浄に要するものを計上させていただいたものでございます。

12節役務費につきましては、納入通知書や督促状の郵送料、それから給水施設検査 手数料並びに火災保険料を計上したものでございます。

13節委託料になります。これにつきましては、特殊建築物の調査並びに下町住宅の外壁の塗装の改修の設計、それからアパートの受水槽の清掃並びに消防設備の点検業務に要するものを計上させていただいたものでございます。

14節使用料でございます。これにつきましては、下小路住宅の土地の借上料を計上したものでございます。

15節工事請負費でございますが、これにつきましては平成26年度は戸建て木造住宅 3棟、この解体工事に要する費用をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

それでは、続きまして8款1項消防費の1目常備消防費でございますが、これの19 節負担金につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でござい ます。

2 目非常備消防費につきましては、消防団員の報酬と出動手当や団員の装備品の購入代のほか、各種訓練などを行う際の経費等を計上したものでございます。

1節報酬につきましては消防団員565名に対する報酬、8節は団員表彰の際の記念 品代、9節は団員の出動手当や研修に係る旅費等でございます。

11節につきましては、新入団員の活動服、半長靴及び火気演習用資材等の購入に要する経費でございます。

14節使用料につきましては、火災出動の際の車借上料などでございます。

19節負担金等につきましては、県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

3 目消防施設費でございます。防火水槽や消火栓など消防施設の維持管理に要する 経費を計上してございます。

72ページでございます。

11節につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ小屋の電気料及 び防火水槽や小型動力ポンプなどの修繕等に要する経費でございます。

12節役務費は、消防ポンプ車の保険料などでございます。

13節委託料につきましては、消防団無線呼び出し装置の保守点検委託料及びもみじケ丘防火水槽の管理委託料でございます。

14節使用料につきましては、消防自動車車庫の土地借上料でございます。

15節工事請負費でございますが、小型動力ポンプ庫の建築工事費でございます。

19節の負担金につきましては、消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料でございます。

27節の公課費につきましては、軽積載車やポンプ積載車などの車検に伴う自動車重量税でございます。

次に、水防費でございますが、水防活動に要する経費を計上してございます。

8節報償費につきましては、水防協議会13名に対する謝礼でございます。

9節旅費につきましては、水防活動出動の際の費用弁償でございます。

11節需用費ですが、水防倉庫の備蓄資材購入代、水防活動時の食事代などでございます。

12節につきましては、災害時の有線電話料でございます。

16節につきましては原材料費でございますが、水防倉庫に備蓄する土のう用の砂購入に要する経費でございます。

次に、5目の災害対策費でございます。

地域防災訓練に要する経費、自主防災組織の設置促進及び木造住宅耐震診断士派遣事業などに要する経費を計上してございます。

1節報酬は、防災会議の委員15名に対する報酬でございます。

4節及び7節につきましては、臨時職員の社会保険料と賃金でございます。

8節報償費につきましては、自主防災組織に関する研修会を行った際の講師の謝礼でございます。

73ページに入りまして、9節につきましては防災会議委員の費用弁償でございます。 11節需用費につきましては、自主防災組織で訓練する際に使用します非常用食料の 購入代、自主防災組織に貸与する救急工具代、地域防災訓練の炊き出し訓練用で使用 します白米の購入代等でございます。

12節役務費につきましては、衛星携帯電話料、震度計情報等回線使用料及び地域防災訓練で使用します消火器の詰めかえ手数料などでございます。

13節委託料でございますが、携帯無線機の保守点検委託料のほか木造住宅耐震診断士派遣委託料、家具の転倒防止業務委託料などでございます。

18節備品購入費につきましては、自主防災組織に貸与します発電機の購入に要する経費でございます。

19節につきましては、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料、補助金につきましては木造住宅耐震改修工事助成金3戸分などに要する経費を計上したものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

本日はここで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。 本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後4時29分 延 会